

第百六十四回国
参議院財政金融委員会會議録第十九号

平成十八年六月二日(金曜日)

午前十一時開会

委員の異動

六月一日

辞任

泉 信也君
鶴保 庸介君
主 演 了君
藤末 健三君

補欠選任

秋元 司君
野村 哲郎君
平野 達男君
山本 孝史君

六月二日

辞任

秋元 司君
野村 哲郎君
大久保 勉君
山本 孝史君
荒木 清寛君

補欠選任

泉 信也君
鶴保 庸介君
主 演 了君
前川 清成君
山下 栄一君

出席者は左のとおり。

委員長

池口 修次君

理事

岩井 國臣君
田村耕太郎君
中川 雅治君
櫻井 充君
峰崎 直樹君

委員

秋元 司君
泉 信也君
田浦 直君
田中 直紀君
鶴保 庸介君
野上浩太郎君
野村 哲郎君
溝手 顕正君

事務局側

常任委員会専門員

参考人

株式会社三井住友銀行前頭取
日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員
日本商品先物取引協会副会長
株式会社大和総研執行役員・資本市場調査本部長

西川 善文君
山崎 敏彦君
坂井 宏君
吉川 満君

本日の会議に付した案件

○財政及び金融等に関する調査(三井住友銀行に関する件)

○証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○金融商品取引監視委員会設置法案(櫻井充君外五名発議)

○委員長(池口修次君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日までに、泉信也君、鶴保庸介君及び藤末健三君が委員を辞任され、その補欠として秋元司君、野村哲郎君及び平野達男君が選任されました。

○委員長(池口修次君) 財政及び金融等に関する調査のうち、三井住友銀行に関する件を議題といたします。

本日は、参考人として株式会社三井住友銀行前頭取西川善文君に御出席をいただいております。
西川参考人におかれましては、本日は御多忙のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

これより参考人に対する質疑を行います。
なお、参考人及び質疑者ともに御発言は着席のままです。

まず、私から西川参考人に二点ほど伺いたします。
三井住友銀行は、融資先企業に対しデリバティブの一種である金利スワップの購入を強要したとして、昨年十二月、公正取引委員会から排除勧告を出されました。また、金融庁から本年四月に、同商品の新規販売の半年間停止等の業務改善命令が出されました。独占禁止法が禁ずる優先的地位の濫用を理由に、銀行がこうした処分を受けるのは今回が初めてと承知しております。

そこで伺いたしますが、参考人は、問題の取引のあったとされた時期に頭取をされていたわけですが、三井住友銀行の法人営業部のこうした

営業活動が、法令遵守をおろそかにし、利益偏重に走ったとされたことについてのどのような所感をお持ちなのか、お聞かせください。

○参考人(西川善文君) お答えをいたします。

まず、今回の事態は誠に遺憾でございます。当時銀行全体の業務の監督に責任を持っており、その立場にあつた者としていたしまして、これを非常に重く受け止めるとともに、真摯に反省をいたしております。また、金利スワップ契約をいただいたお客様を始め、関係者の皆様に御迷惑、御心配をお掛けすることになりまして、誠に申し訳なく思っております。

私は、三井住友銀行の頭取といたしまして、バランスシートのクリーンアップ、これは不良債権処理のことでございますが、バランスシートのクリーンアップと戦略ビジネスにおける収益力の強化という主に二つの経営課題に取り組んでおりましたが、コンプライアンスにつきましては、これらの経営課題に取り組む際に当然の前提であり、当然遵守すべきものと認識をいたしております。

具体的には、私自身、行内の会議等におきまして、コンプライアンス遵守を徹底し、経営としての意思を明確に打ち出してきたほか、すべての本部、営業店にコンプライアンスオフィサーを配置するとともに、コンプライアンスに関する各種行内規定の整備や研修の実施など、コンプライアンスの体制の整備に努めてまいりました。当然のことながら、経営や本部から法令を無視してでも金利スワップを販売しなさいといったような指示を出したことはございません。

にもかかわらず、今回このような事態が発生してしまつたということは誠に遺憾なことでございます。結果的に複数の問題事案が発生しておりますが、当時、銀行全体の業務の監督に責任の

あった立場の者といまして、真摯に反省をいたしております。

以上でございます。

○委員長(池口修次君) 次に、金融庁の業務改善命令の中には、問題発生時の役員を含む責任の明確化とありますが、この点について西川参考人はどのように受け止めておられるのか、見解をお聞かせください。

○参考人(西川善文君) お答えいたします。

本日、三井住友銀行から金融庁に対しまして、責任の明確化等を含めました銀行法に基づく報告書を提出すると聞いておりまして、その上で何らかの要請が銀行から私にあるものと思っております。私といたしましては、これを厳粛に受け止めてまして、速やかに整々と対処いたす所存でございます。

以上でございます。

○委員長(池口修次君) 私からの質問は以上でございます。

それでは、質疑のある方は順次御発言願います。

○岩井國臣君 今般の事態は、三井住友銀行が、融資先である中小企業に對しまして優越的地位を不当に利用して金利スワップを販売したということと、公正取引委員会から勧告を受け、また金融庁から一部業務停止を含む行政処分を受けたというものでございます。

私の理解では、金利スワップという金融商品は、金利上昇リスクの回避にもなる有用なもので、商品そのものに問題があるということではなくて、言わば売り方に問題があったということだと思っております。また、どのような売り方をすれば問題になり得るのか、優越的地位の濫用になり得るのかという事実認定も、一件一件の状況を踏まえなければならぬわけでございまして、なかなか難しい面があると考えております。

したがって、優越的地位の濫用があったから直ちに貴殿がけしからぬという、まあそういう言い方をする人もあるわけでありまして、そう

いうことにつきましては、私としては違和感がないわけでもないのでございます。

しかしながら、経営トップは、その在任時に現場で起きたことを含め、その組織の業務運営全般に責任を持つ立場である。そういうことを踏まえますと、やはり結果責任は負わざるを得ないのではないかと、そのようにも考えております。

つきましては、貴殿が頭取を務めておられた三井住友銀行という我が国を代表するメガバンクが、貴殿の在任中の事業に對して公正取引委員会の勧告、金融庁の行政処分を受けるという極めて残念な事態になぜ至ったのかという観点から少しお尋ねをしたいと思っております。貴殿の考えを率直に語っていただきたいと存じます。

まず、第一でございますが、貴殿は、頭取在任中に、公的資金導入、合併などトップとして様々な経験、決断をされたと思っております。そういう中で、思いがかなえられなかった点、あるいは、逆に思うようにいかなかった点、様々だと思いますけれども、どのような銀行を目指して経営に当たったのか、お聞かせいただきたいと存じます。

○参考人(西川善文君) お答えをいたします。

主として合併以降のことにつきましてお答えをいたしたいと存じます。

三井住友銀行は平成十三年四月に住友銀行とさくら銀行が合併をいたしました。発足をいたしました。そのときに、この新銀行、三井住友銀行を最高の信頼を得るトップバンクにするということと三つの点を行内に示しました。第一に、お客様から信頼を得ること。第二に、株主、市場から信頼を得ること。第三に、信頼を得る源泉となります自由潤達で活力に満ちた銀行づくりをすること。この三点でございます。お客様、株主、市場、従業員から最高の信頼を得ることが新銀行、三井住友銀行の経営理念でもございまして、私もこれを目指して経営に当たってきたつもりでございます。

そこで、法人のお客様にはお客様ごとの経営や財務上のニーズに對しましてソリューションとし

て様々な金融サービスを提示いたしました。お客様に御評価をいただく、喜んでいただくというビジネスモデルを目指してまいりました。特に、中小企業のお客様に對しましては、当時デフレが長期化し、貸し渋り問題が社会問題化していた状況の下で、中小企業向けの新しい形の貸金、私どもはビジネスセレクトローンと名付けておりました。これを開発、導入するなどの施策を講じてまいりました。

具体的に申しますと、これは、従来からございました担保主義から脱却をいたしまして、クレジットスコアリングモデルを活用いたしました。中小企業向けの無担保として第三者保証なしの融資商品でございました。これを開発いたしました。積極的に御融資を行うことで中小企業の皆様のお手伝いをさせていただいてまいりました。

ちなみに、昨年九月末までの累計では、取組件数が十四万一千件、取組金額にいたしまして約三兆四千億円になりました。こういったものを始めたのは三井住友銀行が初めてであつたかと記憶をいたしております。

こういった努力にもかかわらず、今回このような問題が発生いたしましたのは誠に遺憾なこととございました。繰り返しになりますが、当時、銀行全体の業務の監督に責任のある立場にあつた者といまして真摯に反省をいたしております。

以上でございます。

○岩井國臣君 先ほどコンプライアンスの問題に触れましたが、更に突っ込んで質問をさせていただきます。

金融庁の処分理由を見ますと、経営管理に関するいわゆるガバナンス体制の問題及び内部管理体制の問題、そして法令等遵守に関するいわゆるコンプライアンスの体制の問題が指摘されております。

貴殿は優越的地位乱用の事態は当時知らなかったと述べられていますが、そのように承知しておるわけでございますが、知る、知らない、そういった

事情の有無にかかわらず、そもそもガバナンス等の体制面の確保は経営者の重要な仕事、経営そのものではないかと考えるわけでございます。

こうした面から、貴殿の頭取時代の取組について教えていただきたいと存じます。

○参考人(西川善文君) 正に先生御指摘のとおりでございます。ガバナンス等の実態面での確保ということは経営者の最も重要な仕事の一つであるというふうに認識をいたしております。

三井住友銀行におけるガバナンス面におきましては、執行と監督のバランスが肝要であるという認識でこれを行ってまいりました。この新銀行発足当初から取締役会の二つの機能、すなわち経営の重要事項を決定する機能と業務の執行を監督する機能につきまして、執行役員制度を採用いたしました。業務執行機能、これを分離いたしました。ともに、取締役会の議長であります取締役会長は執行役員を兼務せずに主に業務執行の監督に当たるとした体制といたしました。

また、取締役会の内部にはリスク管理委員会、人事委員会、報酬委員会の三つの内部委員会を設置いたしました。それぞれ社外取締役の方に入つていただきました。業務執行から離れた客観的な立場で審議可能な体制の構築を図ってまいりました。

その後、平成十四年の十二月に持ち株会社であります株式会社三井住友フィナンシャルグループを設立いたしました。そのねらいの一つとして経営管理機能の強化というものがございました。

以上のような取組を通じて有効なガバナンスの確立に配慮してまいりましたところでございます。

また、コンプライアンス面につきましても、先ほども触れましたが、すべての本部、営業店にコンプライアンスオフィサーを配置いたしますとともに、コンプライアンスに関する各種行内規定の整備や研修の実施など、コンプライアンス体制を整備いたしました。

それにもかかわらず、繰り返しになりますが、

今回このような事態が発生してしまったということとは誠に遺憾なこととございまして、当時、銀行全体の業務を監督する立場にあった者といたしまして本心に真摯に反省をいたしております。

○岩井國臣 終わります。

○峰崎直樹 民主党・新緑風会の峰崎でございます。今日は、西川前頭取、ありがとうございます。

それでは早速、今委員長あるいは自民党の方からの質問とも絡むんでありますが、そのようにコンプライアンスという体制を準備しておきながら、なぜこのような事態が起きたのか、率直にその原因、背景、これらについてお聞かせください。

○参考人(西川善文君) コンプライアンスに関する私の基本的な認識は、企業が法令等を無視して経営を継続していくことはできないというものでございまして、この認識は今も昔も変わらないものでございまして、もとより、法令遵守には法の趣旨や社会通念、社内規定も含めた広い意味と受け止めております。

そういうことで、なぜこういうことが起きたかということとございまして、こういう体制を、きちんとコンプライアンス体制を整えてきたわけでございまして、そのコンプライアンス体制と申しますのはやはり実際にそれが実行されているかどうかということとしっかりとモニタリングをしていくということが肝要だということに考えまして、行内の監査部門を他部門から独立した部門としたり、あるいは苦情に対しまして、その苦情がどういふところに原因があるのかといったことにつきまして、CS委員会を設けてそこで詳細検討をするといったような努力もしておたわけでございまして、今回の事態はやはりそのモニタリングがいま一つ不十分な点があったというふうには私は感じております。モニタリングをもっと真剣に詳細にわたってやっておれば、早期にこの問題の在りかを見いだすということができ、それが経営にも上がつてまいりまして適切な対応を取る

ということができたのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○峰崎直樹 実は、二〇〇一年の四月に旧住友銀行、さくら銀行が合併する前に公正取引委員会から両行に対していろいろと各種調査も行われまして、銀行の優越的地位の問題、そういったことについて、実は、両行から公正取引委員会は、法令遵守機能が働くよう尽力をしようと、こういう約束をされて実はスタートをしたというふうなことは伺っています。

そうすると、そのときも実はその約束をしたことがその後も実は守られなかった。今も実はモニタリングの機能が不足をしていたというふうにおっしゃったわけでありますが、モニタリングの組織がありながら機能しないというその実は背景というのは一体何だったんだらうなと。

これは、組織が大きくなればなるほどどうしても、今、前頭取おっしゃいましたように、法令を守ればいいんだと、それを、決まったことを守ればいいんだということだけに終わって、実は、ともすれば組織の論理、すなわち、先ほどおっしゃいましたあのいわゆる不良債権の処理だとか、あるいは積極的な政策を打っていかなきやいけないだとか、そういうことの方が優先されてしまうというのがあるというところは三井住友銀行の構造的な体質として根付いていたのではないかと。

こういう問題を解決するための手だてというのは一体どうしたらいんだらうかということについて、ただモニタリングを強化をする、そして私は、やはり内部通報制度とか様々な制度はあると思うんですが、そういう意味でいうと、コンプライアンスというもののとらえ方が、単に法令遵守ということではなくて、もっとやはり、先ほど社会通念とかおっしゃいましたですけれども、そういうことを含めて広く行員の皆さん方に周知徹底させるということが私は非常に重要な課題だったのではないかと、少しか感想があればお

聞かせ願いたいと思うんですが。

○参考人(西川善文君) 先生御指摘のとおり、平成十二年、両行から公正取引委員会に対しまして、独禁法違反がないよう、関係規定の整備、教育・研修の実施、ハンドブック配布等の施策を通じて、役職員へ周知徹底し、自律的な法令遵守機能が働くよう尽力するという旨の報告をいたしております。この点、先ほど来申しておりますように、三井住友銀行ではこうしたことを実施してきただけでございますが、結果的に今回の事態に至ったということとございました。誠に遺憾なこととでございます。

モニタリングにつきましても御指摘をいただきましたが、正に先生御指摘のとおりでございます。そのモニタリングが形式に流れる、上滑りをしてしまつた。あるいは、苦情に対しまして、法的には対応ができると、訴訟になれば負けることはないといったような考え方で処理をしてしまつていたといったようなことがあるわけでございまして、この点をもっとやはり真剣に掘り下げて、顧客満足度の向上、そしてお客様から見ても、それがどうなのかということをもっと真剣に考えなければならぬことであつたというふうに私は反省をいたしております。

もちろん、内部通報制度もあるわけでございまして、実際にはこれもそれほど機能をしていないというところがあったかというふうに思っております。

○峰崎直樹 時間も余りないんで、もう少し端にお答えしていただきたいと思います。このいわゆる様々なコンプライアンスに違反するような事件が起きてきている。その背景には、当時竹中金融担当大臣でございましたけれども、不良債権処理を急げと。時期を定めて、そして自己資本の充実を努めろと。こういう、ある意味では大変当時では皆さんにとっては厳しかったと思えますが、そういうノルマというものを何として達成しなきゃいけないと、こういうものが背景にあったのではないかと。これについては、そ

ういものが背景にあったというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○参考人(西川善文君) お答えいたします。

不良債権問題につきましては、これはやはり金融システムの安定性の回復といった観点から、あるいは経済の活性化という観点からいたしまして、早期に処理をする必要があるということ、これはもう間違いないこととございまして、これと日常の営業活動というものは切り離して、この不良債権処理をまずは優先してまいらなきゃならないということとでございます。

もちろん、この原資は期間収益というものもそれに充当するということになるわけでございまして、これははおのずから限界がございまして、収益が上がらないから不良債権処理を遅らせるというわけにはまいらない、むしろ処理を優先するということにはしなければならないということとございました。

それではどうするかということになります。それは資本の増強等、財務的な手当てを極力していくということとでカバーするというところでございまして、この不良債権処理の問題と今回の問題が何か関係があるということでは決まっております。

以上でございます。

○峰崎直樹 ところで、ちよつと立ち入った事実関係の確かめをしたいわけでありますが、二〇〇三年の十二月というふうには私は聞いておりますが、今お話がありましたように、何としても自己資本を充実させなきゃいけない。そこで、翌年でしょうか、ゴールドマン・サックス社とたしかいふのと出資をしていただくというようなことが成立したわけでありますが、二〇〇三年の十二月の中旬か下旬だったと思いますが、西川前頭取と、当時の頭取と竹中金融担当大臣、そしてポールソンさん、当時のゴールドマン・サックスの社長さんです、今度のアメリカの財務大臣だと思えますが、この三人だけで、泉ガーデンと言われる中に住友クラブというのがあるんだそうであります

が、そこでお会いになったかどうか、この点だけちよつと事実関係教えていただければと思います。

○参考人(西川善文君) その件に関しましては、たしか二〇〇二年の十二月であつたかと存じますが、ゴールドマン・サックスのハンク・ポールソン会長から竹中大臣に紹介をしてくれないかというお話がございました。私は、紹介はする、ただし個別銀行のことについては一切触れないでください。それが守られるのであれば紹介をさせていただきますということ、竹中大臣に一般的に日本の経済金融情勢についてお聞きしたいと、こういうことでございましたのでお願いをいたしまして、今先生がおっしゃった泉ガーデンではないんですが、短時間お会いしていただいたことはございます。そこに立ち会いましたが、個別銀行の話は当然のことながら一切出なかつたということでございます。

○峰崎直樹君 ちよつと、その際に事実関係だけ教えていただきたいんですが、この三人の方以外にはお供の方は入らなかつたというふうに聞いておるんですが、それは事実でしょうか。三人の方だけで、つまり西川さん、竹中さん、ポールソンさん、この三名だけでお会いになつたというふうに聞いておりますが、それは事実なんですか。

○参考人(西川善文君) お答えいたします。ゴールドマン・サックスのCEOはハンク・ポールソンでございましたが、一緒にセインというCOOが参つておりました、今彼はニューヨーク証券取引所の理事長でございますが、これが一緒に付いてきておりました、計四人でございました。

○峰崎直樹君 それ以外にお供のお付きはいらっしゃらなかつたと、これに関しましては。

○参考人(西川善文君) ございません。

○峰崎直樹君 ございません。はい、ありがとうございます。

また、ゴールドマン・サックスとの関係で、最近、最近というよりも東京の支社長の持田さんという方御存じだと思いますが、この方とはどんな御関係なのか、ちよつと教えていただければと思います。

○参考人(西川善文君) 持田さんはゴールドマン・サックス東京の社長でございますが、私どもの方の資本調達その他の案件につきまして幾つかゴールドマン・サックスのお世話になつておりますが、その際の責任者でございます。そういうことがございまして、必要に応じて持田社長と私自身も話をいたしております。

○峰崎直樹君 今年に入られて持田社長とお食事をされるような、そういう機会などはございましたでしょうか。

○参考人(西川善文君) 今年に入りましてからはなかつたと思います。

○峰崎直樹君 ありがとうございます。ちよつといろいろな意味で背景を聞きたいなと思って、聞かせていただきました。

そこで、実は、ちよつとこれは事前に御質問の中、通告してなかつた問題なんです、この財政金融委員会でも財政金融やっていまして、特に金融関係で、西川社長が今度、郵政の持ち株会社の社長さんになられたということで、実は全銀協の会長時代と申しますか、西川前頭取がいわゆる官業が民業を圧迫することのないようにと。こういうことで、実はこれは日本の国内だけじゃなくてアメリカの商工会議所辺りからも、いわゆる国がまだ関与している間にどんどん郵便貯金銀行やあるいは簡易保険会社やどんどん広がっていくということについて大変懸念する声が出ております。

西川社長もいわゆる全銀協時代にはそういうお話をされたやに聞いておりますし、その点のようになに思っているのか、そういう声に對してはどのような御見解をお持ちなのか、お聞かせ願えればと思います。

○参考人(西川善文君) 来年の十月に現在の公社が四分社化されて民間化がスタートすることになります。御承知のように、法律上、スタート時点のこの四社の業務は現在の公社の業務をその範囲において引き継いでやっていくということになっております。一部新しい業務として国際物流が法律で認められておりますので、それが加わるということでございますが、スタート時点は原則的にそういうことでございます。そして、資本の状況、さらに、特に貯金銀行、保険会社の場合は株式を十年以内に売却するという条件になっておりますので、その資本関係が変わっていくのに従って段階的に新しい業務が認められていくというふうに理解をいたしております。

日本郵政といたしても、現在の郵便貯金の業務あるいは保険の業務につきましては非常に偏つた業務をやっておりますので、多くの国民の皆さんにサービスをしていくという点におきまして弱い面がございまして、できるだけ早く新しい業務もやるように努力はしてまいりたいというふうなことでございまして、法律上はそういうことでございまして、それに従つてまいるといふことでございます。

○峰崎直樹君 時間が来ましたので、終わります。

時、金利スワップ商品が、西川さんの号令だと思ふんですけれども、それそのものは別に違法だということはないと思いますが、頑張つて売つてほしいと、これは三井住友の方針だつたわけですね。それが法人事業部の段階に来ますと、かなり厳しいノルマ、まずこれぐらい売つてほしいというのが立てられたと。当然、どこに売るかとなると、取引先にどうですかというのが無理がないわけですね、新たなやるよりも。自然、融資先に付き合わないといけないかなと、こうなる。こういう中で起きてきた問題でございます。

ですから、幾らコンプライアンス体制を整えても、その中で何人が不当に押し付けられたかと思うかどうかというところになりますので、この問題はコンプライアンス体制をいろんな委員会とか何かつくつたところで、それで発見できるものではないと。営業姿勢そのものにかかわる問題だつたんじゃないかと、いかに思つておりますが、その点で、西川さん、いかがお考えですか。

○参考人(西川善文君) それは確かに先生おっしゃるような側面がございまして。スワップといいますのは、御承知のとおりでございます。抱き合わせでやるような商品ではないということでございまして。なかなかそれと、大企業の専門家はと解のしにくい面もございまして、また仕組みにも複雑な面がありまして、途中解約ということになりますとコストも掛かってくるという商品でございます。私はずいぶん点について、本心に理解の得られるお客様であれば問題はないと思いますが、そうでない場合にお断りをするということとかくややはり問題を起しやすいくというふうに思ひます。

そういったことについて、責任者として私が推奨したわけは決してございません。それはございませんが、やはり営業の第一線において自分たちの業績目標をそういったもので一部達成していくと、達成の努力をするといったことが行われ

て、それがあだになったという側面があるように私は感じております。そこまでやはり徹底した指導をしてこなかったと、本部としてしてこなかったというところにやはり問題があったかなというふうに感じております。

○大門実紀史君 この問題は委員会でも私何度も取り上げておりますので、別の話をお聞きしたいんですけれども、三井住友が消費者金融との提携にずっと入っております。今御存じのとおり高金利引下げの問題が社会問題になっておりますけれども、テレビでも物すごい宣伝を三井住友はしておりますけれども、最近プロミスとの一緒の宣伝はちよつと少なくなつたような気がいたしますけれども、いろんな議論があつて、与謝野大臣の答弁もあつて、アットローンとか三井住友独自のローンの宣伝が多いですけれども、それにしても高金利の部分で宣伝をされております。

この消費者金融と一緒にやつていく、提携していくという方向も西川さんのときにお出しになつたんでしょうか。

○参考人(西川善文君) 確かに私が頭取を務めた最後のころに提携を考えました。この趣旨は、アットローンという消費者金融会社、これは一般の消費者金融会社よりも金利の低いゾーンを扱うという会社でございますが、この会社の運営につきまして、特に与信リスクの判断という面で銀行とは違うノウハウをプロミスさんはお持ちだということで、このノウハウを提携によって得ていくと、こういうねらいがあつて提携を進めたというところでございます。

○大門実紀史君 私、こういう問題が起きて、サラ金のことを聞くと、そういうふうな平気で言われるところに非常に心配するところがあるわけでございます。わずか二・何%で調達したものを二〇パーとかで貸すようなことをサラ金はやつていて批判を受けているわけですが、大銀行がやるのかというところで批判が出ているわけですから、そういうことも含めて、西川さんだけじゃありませんけれども、今の銀行業界の経営者の方々、い

ろんなことを、もつと社会的責任とか銀行の本来あるべきものをお考えいただきたいなと思うわけですから。

最後に、日本郵政のことでいきますと、日本郵政は今投資信託の販売をかなり、この前も指摘いたしましたけれども、現場では相当、日本郵政、ごめんなさい郵政公社ですね、今の段階ですと、現場にノルマを与えてやっておりますけれども、西川さんお考えの日本郵政、郵貯銀行で申し上げたようなクレジットローン、個人金融、カードローンですね、こんなことをやつていこうというお考えはございますか。

○参考人(西川善文君) 今のところ、新規業務としてカード業務をできるだけ早い時期にやりたいというふうな考えておりますが、ローン分野は当面やる予定はございません。これも新規業務として認められて初めてできることでございまして、カード業務自体そういうことでございまして、あくまでも構想でございます。

○大門実紀史君 終わります。

○糸数慶子君 無所属の糸数です。

西川前頭取は、一九六一年に住友銀行に入行されて一九八六年に取締役になられるまで三十五年間、正に現場の銀行マンでいらつしやいまして、十分現場を承知されていいたと思われませんが、実際に不正取引が行われたその現場、部門はどのようなところだつたんでしょうか。

○参考人(西川善文君) これは、今回金利スワップの販売に關しまして優越的地位の濫用が問題となりましたのは、私どもで言っております法人部門、これは中堅中小企業を担当する部門でございますが、その部門における法人営業部というところでございまして、法人営業部は主に中堅中小企業のお取引の担当窓口でございまして、現在約二百拠点ほどございます。

以上でございます。

○糸数慶子君 その現場を直接に視察したことがどの程度ありでしょうか。

では、時間を見付けてできるだけ私は営業拠点を訪問いたしまして、第一線の話を聞くように心掛けてまいりました。頻度につきましては、今こゝで正確なことを申し上げられる材料はございません。

○糸数慶子君 実際に不正取引が行われたわけですが、通常、現場からの情報の上がり方、それはどのような形でどの程度の頻度であるのでしょうか。

○参考人(西川善文君) お答えいたします。

日常業務の中で営業拠点を訪問した際に部長などから話を聞いておりましたほか、会議を開きまして、地域ごとに部長を集めまして直接現場の状況を聞きますなど、できるだけ私は現場の情報に接するように心掛けてきたつもりでございます。また、直接ではありませんが、適宜現場を所管しております本部の部長などからも現場の状況を聞くように努めておりました。

以上でございます。

○糸数慶子君 トップとしてのその情報把握が現場におけるコンプライアンス確保の観点から十分なものであつたというふうに思われますでしょうか。

○参考人(西川善文君) 先ほども申し上げましたとおり、現場の情報につきましては、時間の許す範囲でその状況、情報を把握するように努力をしております。しかし、それだけではなかなか現場の状況がすべて把握できるというわけではございませんで、今回このような事態が発生してしまつたということは誠に遺憾なことでございます。ましては真摯に反省をいたしておるところでございます。

○糸数慶子君 いろいろな方がこれまでいろいろ質問されたわけですが、実際には、その問題の取引のあつたその時期に頭取をされていたわけですから、やはり三井住友銀行の法人営業部のこうした営業活動が法令遵守をおろそかにした、利益偏重に走つたということがこのような問題を引き起

こしたということは事実でございます。その辺りを指摘いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○委員長(池口修次君) 以上で西川参考人に対する質疑は終了いたしました。

西川参考人におかれましては、本日は貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしましてお礼を申し上げます。

午後一時まで休憩いたします。

午後十一時五十二分休憩

午後一時開会

○委員長(池口修次君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、秋元司君、野村哲郎君、大久保勉君、山本孝史君及び荒木清寛君が委員を辞任され、その補欠として泉信也君、鶴保庸介君、主演了君、前川清成君及び山下栄一君が選任されました。

○委員長(池口修次君) 証券取引法等の一部を改正する法律案、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融商品取引監視委員会設置法案、以上三案を一括して議題といたします。

本日は、三案の審査のため、参考人として日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員山崎敏彦君、日本商品先物取引協会副会長坂井宏君及び株式会社大和総研執行役員・資本市場調査本部長吉川満君、以上三名の方々の御出席をいただいております。

この際、参考人の方々にごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ、本委員会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

参考人の方々から忌憚らない御意見を賜りまし

て今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしく願ひ申し上げます。

本日の議事の進め方でございますが、まず、山崎参考人、坂井参考人、吉川参考人の順序で、お一人十五分程度でそれぞれ御意見を述べたいいただき、その後、各委員の質疑にお答え願ひたいと存じます。

また、御発言の際は都度委員長の許可を得ることとなっておりますので、御承知お願ひいたしと存じます。

なお、参考人及び質疑者ともに、御発言は着席のまま結構でございます。

それでは、まず山崎参考人から願ひ申し上げます。山崎参考人。

○参考人(山崎敏彦) 弁護士(山崎敏彦)でございます。

本日は、貴重な意見陳述の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

日弁連は、消費者保護の立場から、これまで何度も関係諸機関に意見書を提出し、金融サービス全般にわたっての業界横断的、商品横断的な消費者保護立法の制定を求める提言を行ってまいりました。本日は、そのような立場から日弁連を代表して意見陳述をさせていただきます。また、私は常日ごろから先物取引被害を中心とする多くの投資者被害の救済に携わり、その中で多くの投資者被害の実態を目の当たりにしている者として率直な意見を申し述べたいと思います。

日弁連の意見の詳細は、先日の衆議院財務金融委員会における参考人として当会の大田清則弁護士が意見陳述したとおりでありますので、また、既に衆議院で原案が可決された現段階においては、特に強調しておくべき二つの点に限って以下に意見を申し上げます。

まず第一には、不招請勧誘についてであります。

金融商品取引法案においては、電話、訪問による不招請勧誘を禁止する規定を置いていますが、その対象を限定し、現在、外国為替証拠金取引の

店頭取引に限って適用される予定とのことであります。しかし、消費者保護の観点から見ると、不招請勧誘についてはすべての金融商品について原則禁止としなければならぬものであり、その適用を除外する商品の方をそれぞれの商品性やコンプライアンスの状況を検討して指定すれば足りるものと考えます。また、百歩譲って、他の金融商品について不招請勧誘禁止の対象が外れることがあったとしても、商品先物取引についてだけは決してその対象から外されてはならないものと考えるものであります。

第二は、先物取引における損失補てんの禁止についてであります。

本法案においては、先物取引についても新たに損失補てんの禁止制度を導入するとしていますが、しかし、損失補てんの禁止の規定を設けると、深刻な被害が問題となっている先物取引について、ますますその被害回復が図れなくなるものであります。トラブルの多発し続けている先物取引の早期の解決を図るという意味から、先物取引について損失補てんの禁止の規定は決して導入されてはならないと考えざるを得ないものであります。

以下に理由を述べさせていただきます。

まず、不招請勧誘の禁止一般についてですが、不招請勧誘が多額の投資被害の端緒となつていくこと、また不招請勧誘こそが投資被害における諸悪の根源となつていくことについては、既に当財政金融委員会における与野党一致した御議論となつていくものと理解しております。これに対する政府の答弁は、不招請勧誘の禁止は営業の自由を奪う側面があるなどといったことのようにですが、一体どんな業者のどんな営業を行う自由が阻害されるのか考えてみていただきたいものであります。

既に、近畿弁護士会連合会では、平成十五年十一月二十八日に、投資勧誘に限らずすべての商品、すべてのサービスのについて不招請勧誘を禁止すべきだとする決議を行っております。電話勧誘や訪問勧誘は、それ自体非常に迷惑だ、特にそれ

らによつて有益な商品知識が得られたということもめつたにないから、禁止されても全く構わないという人が多くの方の率直な気持ちではないでしょうか。

いわんや、金融商品の不招請勧誘禁止について言えば、金融商品の取引で業者が突然訪ねてきてよく分からない取引に何百万円も払う。それが好ましい形で終わるといったことは極めて想定しにくい事態ではないでしょうか。ごくまれにそんなことがあるとしても、それを禁止して侵される営業の自由、取引の機会とそれを禁止することにより守られる消費者の利益を比較すれば、消費者、投資者の利益の方が圧倒的に重要であるということは論を待たないところであります。

あるいは、百件のうち一件しか聞いてもらえないような電話勧誘で、九十九人に迷惑を掛けてでも一人に電話を聞いてもらおうなどという営業の自由は、そのことからだけみても、もはや自由の名に値しないと言ふべきであります。

また、新聞広告やダイレクトメール、チラシなどという複雑な金融商品についてのより誤解を呼ばないであろう広告媒体による営業の自由は何ら制約されないことからしても、電話勧誘、訪問勧誘の自由を何としても保護するなどという必要性は、その意味からも極めて低いと言ふべきであります。

今回の法改正は、横断的規制による法のすき間をなくすというのが主目的のはずです。しかし、去る五月三十日の朝日新聞によると、未公開株販売の件で、初めて東京都の会社が証券取引法違反、無登録営業容疑で逮捕されたとのことであり、あれだけ金融庁もホームページで警告し、社会問題化している未公開株の無登録業者について、これまで行政処分も刑事処分も全くなされてこなかったということですが、未登録業者の営業規制が実質的にも専ら警察による摘発を待つという仕組みは、改正法でも特に変化はありません。金融については素人の警察が重い腰を上げるまで被害の多くは出尽くしてしまうというこの実態

をなくすには、不招請の電話や訪問があつただけで違法であるとして入口の部分でほとんど摘発していく不招請勧誘の禁止以外にないと思われすが、いかがでありますでしょうか。

結局、金融商品の不招請勧誘は、前記の観点から、特に問題が少なくないと考えられるものについて特別に許すという規制にすべきであつて、現在予定されている店頭の外国為替証拠金取引に限って不招請勧誘を禁止するなどというのは余りにも範囲が狭過ぎる言ふべきであります。

次に、商品先物取引の不招請勧誘禁止についてですが、数ある金融商品の中でも先物取引は極めて複雑でリスクが大きいにもかかわらず、これまで経済産業省、農林水産省が規制や摘発を怠つてきたため、その被害がもたらす放置できない域に達していることについて、また平成十七年五月施行の改正法によつても被害はまだまだ極めて多いことや、今回の改正により導入される勧誘規制等では先物取引被害は減らないであろうことについては、既に当財政金融委員会における連日の御審理の中で与野党一致した御認識になつていくものと思料いたします。

先物取引における被害のほとんどは不招請勧誘で契約が結ばれます。これは、悪質先物取引業者の多くが大量電話勧誘の手法を多発しているということや判決で認められた事案から見れば、被害者の多くは、絶対もうかるという断定的な言葉で勧誘されたり、あるいは絶対という言葉こそ使わないものの、今なら確実にもうかる、今ならとらの子百万円を払つても大丈夫だなどと思込まれるからこそ取引を開始してしまうという実態があります。それまで何十年間もまじめにこつこつと働いて貯金をしてきたような人が、先物取引に心ならずも引き込まれてしまふ、その諸悪の根源が不招請勧誘とそこから始まる不当勧誘なのです。以上のとおり、結局、先物取引こそ不招請勧誘禁止が最も必要であるのに、今後も先物取引だけは不招請勧誘を禁止する法律がない、政令指定もできないというのは、今回の法改正の最大の欠陥

であり、また投資被害を減少させて国民の投資に
対する信頼を回復させるという趣旨からすれば、
最大の被害被害である先物取引の極めて不当な実
態を放置するものとして、本法案には致命的な欠
陥があると言わなければなりません。

当財政金融委員会における審理が先物取引の悲
惨な被害発生を食い止める最後のチャンスであり
ます。この機会を逃すと最低でも向こう数年間、
先物取引の悲惨な被害が大量に発生し続けるとい
うことを御理解いただき、そのような事態は決し
て許してはならないという観点から、何としてで
も先物取引に不招請勧誘禁止を導入していただき
たいと考える次第であります。

最後に、先物取引における損失補てんの禁止に
ついてであります。
先物取引においては、損失補てん禁止の必要な
ど、そもそも全く存在しないということを最初に
申し上げます。

この問題は、証券取引における損失補てん禁止
の制度との比較において考えるべきであります。
平成三年の証券不祥事のときに、本来、自己責任
であるべき証券取引において、損をした大企業に
大手の証券会社を中心に、次もまた取引をしても
らうという観点から損失補てんがなされたわけ
ですが、そういうことは極めて不当であると、市場
の公正を害すということで導入されました。しか
し、そのような実態は、先物取引の世界において
はこれまで問題になったことは皆無と言つても過
言ではありません。

これに対して、先物取引に損失補てん禁止を導
入することの弊害は極めて大きなものがありま
す。まず、絶対的に言えることは、泣き寝入り
をする人が確実に増えるということでありま
す。結
局、業者にとっては今まで以上にやりたい放題
だ、願つたりかなつたりの制度だということにな
りかねない、極めて不当な事態をもたらすもので
あります。また、十分な審査体制が取れないおそ
れも高いと言えます。このようなたたくさんの被害
について一体どこが審査するのかということも申

し上げなければなりません。

百歩譲つて、仮に損失補てんの制度が先物取引
に導入される場合には、損失補てん禁止の例外を
確認する制度自体を不要とすることが絶対に必要
であると考えるものであります。

現に、今回同じように損失補てんの制度を導入
する銀行法、証券業法などの規定には、金融商品
取引法三十九条三項ただし書の規定が準用されて
いません。つまり、事故、損害賠償に基づく補て
んについて内閣総理大臣による確認は必要ないとい
う制度となつており、先物取引における損失補
てん禁止の制度も同じようにすることによって、
不法行為があつた場合の損害賠償なら自由に行え
るということになり、その弊害はかなりの程度是
正されるものと考えられます。

以上のとおり、先物取引における損失補てんの
禁止は、それによつて防止しなければならぬ損
失補てんの実態などほとんど存在しないにもか
かわらず、本当は損失補てんなどではなく、不法行
為、違法行為があつたのだから速やかにその損害
が賠償されなければならない事業について、その
被害回復を困難にする方向に働くものです。先物
取引における損失補てん禁止の制度は、独り悪質
先物業者のみを利する悪法の極みと言わざるを得
ません。

以上のとおり、本法案には極めて重大な欠陥、
問題点が存在するものであり、先物取引などに
おける不招請勧誘禁止が具体的に実現し、損失補
てん禁止の弊害が現実になくなるような修正がなさ
れるべきであると申し上げて、私の意見陳述とさ
せていただきます。

ありがとうございます。

○委員長 池口修次君 ありがとうございます。

次に、坂井参考人をお願いいたします。坂井参
考人。

○参考人(坂井宏君) 日本商品先物取引協会の坂
井でございます。

本日は、証券取引法等の一部を改正する法律案

に対する意見を申し述べる機会を与えていた
き、深く感謝申し上げる次第でございます。

それから、日ごろより当協会の業務に大変御理
解を賜つておりますことについても御礼を申し上
げたいと思います。

御意見を申し上げる前に、少し日本商品先物取
引協会について御説明を申し上げたいと思いま
す。

当協会は、商品取引所法に基づき、農林水産大
臣及び経済産業大臣の認可を受けて、平成十
一年四月に設立されました特別の法人でござい
ます。当協会の目的というのは、その商品取引所法
の第二百四十一条に定められておりますが、「商
品市場における取引等の受託を公正かつ円滑なら
しめ、かつ、委託者の保護を図ること」にあるわ
けでございます。すなわち、商品先物取引業界の
純粹の自主規制機関でございまして、その意味で
証券業協会とも違つて全くその自主規制のみを
行つてゐるということでございます。それからま
た、いわゆる業界の振興を行う業界団体というも
のでもございません。その辺を御理解をいただ
ければと思います。

当協会は、法律に定められました目的を達成す
るために様々な活動をやっております。例えば、
会員たる商品取引員が勧誘及び受託業務におい
て遵守すべき規則の制定を行います。そして、会
員企業の役員、使用人の資質の向上を図るための研
修事業を行います。さらに、法令及び自主規制規
則の遵守状況をチェックするための企業に対する
監査を行います。さらに、委託者からの苦情の受
付及び処理をいたします。また、委託者と会員
企業との間の紛争の解決のためのあっせん及び調
停を行つております。また、実際に商品取引員た
る企業において勧誘あるいは受託業務の実務に当
たります外務員の講習、試験及び登録を行つてお
りまして、その他、会員企業に対する指導あるい
は問題のある行為を行つた企業や外務員に対する
制裁までも行うということをやっているわけでござ
います。

現在、本委員会において審議中の証券取引法等
の一部を改正する法律案、大変大部なものでござ
いまして、様々な内容でございますが、今申し上げ
ましたような日本商品先物取引協会の性格にか
んがみまして、本日、私からは、この審議中の法
案の第十二条に掲げられております商品取引所法
の一部改正について意見を述べさせていただきます
と思います。

その前提をいたしまして、二点ほどまず申し上
げさせていただきます。

第一点は、商品先物取引そのものについての評
価でございますが、私といたしましては、商品先
物取引自体、重要物資の公正かつ適正な価格形
成、さらにはリスクヘッジの場の提供、それから
確かにハイリスク・ハイリターンではございま
すけれども、資産運用機会の提供といった機能を有
しております。我が国の経済社会の中で重要な
産業インフラであるというふうに考えておりま
す。

第二番目は、さばりながら、商品先物取引と
いうのは、一つの資産運用の場ではございますけ
れども、非常にリスクが高い、そこに参加する一
般個人に対しては十分な利用者保護が図られな
ければならないということでございます。

この二点を前提に御意見を申し上げますという
ふうに思っております。

そして、その意見を申し上げる場合には、やは
り、何と申しますか、昨年の五月一日に商品取引
所法の改正が行われてまして、非常に大幅な改正が
行われたわけでございますが、その中でも、商品
取引員による勧誘及び受託業務に關しまして新た
な規制措置が盛り込まれておるわけであります。
そういう内容について少し御説明をさせていただきます
たいと思います。

勧誘、受託業務に關しまして、顧客の知識、経
験及び財産の状況に照らして不適当と認められる
勧誘は行わないという適合性の原則の法定化、さ
らには受託契約に当たつて、一般委託者に対する
説明義務の法定化、さらに再勧誘の禁止及び勧誘

に当たつての細かい規制措置が導入されておるわけであり、それに対応いたしまして、私ども日本商品先物取引協会においては様々な自主規制措置を講じたところでございます。

まず第一に、改正法や主務省が定めました商品先物取引の委託者の保護に関するガイドラインに基づきまして、適合性原則の厳正な運用や勧誘行為の規制の強化が図られたことから、本会といたしまして、受託業務の適正化を図るために具体的に各会社が守るべき受託等業務に関する規則を改正をいたしました。それから、会社の内部規定でござい、受託業務管理規則、これを各社定めておりますが、こういう受託業務管理規則の制定に関するガイドラインを改正し、また勧誘規制あるいは適合性審査、説明義務の履行に関する受託業務管理規則の改正のためのマニュアルを策定いたしました。事細かに実際のそういう勧誘及び受託業務の実施に当たる職員の行動についてきめ細かく決めるといふような指導をいたしたところでございます。

それから、そういう法規制及びそういう自主規制規則につきまして、その徹底を図るために会員企業を対象とする説明会を開催いたしますとともに、経営幹部のセミナーあるいは総括管理責任者に対する研修、営業幹部に対するセミナー、それから登録外務員の講習会等を開催をいたしました。それから、会員企業の経営幹部、社内管理責任者、営業担当の役員、部長、支店長、営業幹部三役から登録外務員に至るまで、あらゆるレベルにおいて新たな規制措置の徹底を図るべく研修を行ったところでございます。

さらに、いわゆる委託者保護という観点から、会員の営業広告についても、既に自主規制といたしまして、いわゆるリスクの説明をきちんとすることとか、あるいは商品取引員の顧客相談窓口の明示、さらには当協会の相談センターの紹介を必ず入れてもらうということにするとか、そういうような広告の規制も実施をいたしたところでございます。さらに、そういう結果、商品先物取引の

リスクにかかわる注意喚起というのは相当徹底されたんじゃないかと思っております。当協会の相談センターについても多くの理解を得て苦情相談が相当幅広く集まるようになったと理解をしております。

それから、当協会の相談センターの紹介パンフレットを全国の消費生活センターに配付をいたしますとともに、各地の消費生活センターと当協会との間の情報交換も密にいたしまして、消費者の保護の徹底を図るようになしたところであります。

これらの活動によりまして、各地域の消費生活センターを経由して当協会へ寄せられます苦情とかが問い合わせも増加をしております。それに対して私どもの方で専門的な立場から円滑かつ迅速な解決を図るようになっておるところであります。

それから次に、会員及び役員職員の受託等業務に関する指導等でございます。会員企業に対する指導も大いに徹底をしております。そういう指導のための強化策を具体的に作りまして、個別企業の指導を徹底をしております。その結果、約三十三社に對しまして受託等業務の適正化の観点から必要とされる指導等を行いました。また、十七年度だけで三社に對しまして過剰金徴収という形での制裁も行ったところでございます。

それから、会社の役員職員の関係でも、具体的に苦情のあった役員員について調査をいたしまして、約七十二名については個別に指導をし改善を求めたところでございます。また、十七年度だけで、五名の外務員については外務員登録の拒否等の処分をいたしたところであります。

さらに、あつせん、調停におきましては、私も多くの弁護士の方々を中心とするあつせん・調停委員会を委嘱しております。具体的な紛争の解決を図っております。これによって、裁判外紛争処理としては相当の効果を上げていっているんじゃないかというふうな理解をしております。平成十七年度におきまして、あつせん二百八件、調停五十件

について受付をしております。そして、あつせんの受付件数二百八件でございますが、実はその三分の二は改正法施行前に発生した案件であるということもまた事実であるわけでございます。

こういう様々な活動の結果、それなりの成果が上がっているというふうな考えているわけでございまして、これはよく言われておりますが、国民生活センターが集計した相談の件数、平成十六年度には七千件超ございました。十七年度には四千件超にまで減少したということでもあります。まだまだ水準は高いかもしれませんが、これだけ多く減つたのもまた事実でございます。

ただ、当協会に寄せられる苦情というのは、実は国民生活センターから回されてくるものも含めまして、平成十六年度の百九十一件から十七年度には二百十九件に増加をいたしました。これは、先ほども申し上げましたとおり、当協会の苦情処理なりあつせん、調停の寄与に関するPRが効果を発揮して、当協会に多くの苦情が集まつてきたというふうな前向きに評価をしております。

それから第二に、当協会の会員たる商品取引員の数は、平成十六年度末の九十六から十七年度末には八十六に、現在は八十三ということで大きく減少をしております。すべての企業がそうではなく、いまませんけれども、法令遵守の面で問題のある企業が商品先物取引の世界から退出せざるを得ないというふうな状況になってきていると言つても過言ではないかというふうな思っているわけであります。

それから第三でございますが、最近の商品先物取引業界の経営状況を見てまいりますと、平成十七年度の商品先物取引の出来高は前年度に比べまして二〇％減少しております。その結果、会員企業の経営状況は大きく悪化いたしました。十七年度の決算見通し、まだ正確な数字は出ておりませんが、概算を見てまいりますと、おおよそ半数に近い企業が赤字という状況になっております。さらに、外務員の数、これも十六年度末の一万四千

人から十七年度末に一万一千人ということで大きく減少しているところでございます。それから、これも改正法の規制に伴う規制強化が一つの大きな要因であろうというふうな思っております。

それから第四に、会員企業の姿勢も大きく変わつたように見受けられるわけであります。法令遵守をしなければもう経営ができません。そういう意味で、法令遵守に對し真剣に取り組みつたというところが言えると思います。ただ、当協会といたしまして、まだ一層の改善努力が必要と考えておりまして、今後の一層の指導強化等によりまして、勧誘及び受託業務の適正化に向けて改善が期待できるといふふうな考えているところでございます。

以上のような点を踏まえて、現在の御審議のなされております商品取引所法の一部改正部分について御意見を申し上げます。

一般論として申し上げますと、商品先物取引業界におきましては、昨年五月に施行された改正法の遵守徹底に全力を挙げて取り組んでおるところでございます。そこには更なる規制が加わることに對しては、業界にとつては大変厳しいものがあると言わざるを得ません。それは事実かと思つて、業界サイドとしては、昨年実施に移した規制が定着するまでの間、新たな規制の導入は待つてもらいたいというのが偽らざる気持ちだと思つております。しかしながら、現在の商品先物取引業界に対する社会的評価を踏まえ、商品先物取引業界の将来というものを考えた場合には、現在審議中の法案に盛り込まれている内容については真摯に受け止めて、法案が成立すれば、その着実な実施を図っていかねばならないというのが基本的な考え方でございます。

具体的に若干のコメントを申し上げます。まず、商品取引員の広告規制でございますが、これは既に自主規制としても実施をしております。法律において具体的に規定されることについては、適切なことであり、十分対応可能というふうな考えております。

次に、損失補てん措置でございます。商品取引員の受託業務の公正の確保と、それから法規制の遵守を徹底するという上で必要な措置と考えておりまして、商品先物取引においても避けて通ることはできず、導入していかなければならないというふうに考えております。

ただ、改正後の商品取引所法第二百四十四条の二第三項において、事故の確認の方法等についての規定がございます。そこで省令で具体的に決めるようになっていくようにございますが、法律が成立した場合には、実態を踏まえ、十分実効性が上がるような形で対応する必要があるというふうに思っております。十分慎重に検討していただく必要があると考えております。

その他の勧誘規制の強化につきましては、法案が成立した際には、当協会といたしましても、その実効を確保すべく全力を尽くす覚悟でございます。

以上、現在御審議中の商品取引所法の一部改正に対する意見を申し述べた次第でございますが、最後に一言申し上げますと、当協会といたしましては、商品先物取引に対する社会の厳しい指摘を踏まえまして、個別の指導を始め様々な手段により、法令の遵守の徹底による受託業務の適正化と委託者保護の徹底に全力を挙げているところであります。その点につきましては何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の意見表明とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○委員長(池口修次君) ありがとうございます。次に、吉川参考人をお願いいたします。吉川参考人。

○参考人(吉川満君) 株式会社大和総研執行役員・資本市場調査本部長の吉川満でございます。

日本の金融市場を今正に激動の波が襲いつつあります。五年前に通用したことが全く通用しなくなっていることも珍しくないのも金融市場の特徴

でございます。

このときに当たって、折しも、証券取引法等の一部を改正する法律案が三月十三日、国会に提出され、五月十六日には衆議院を通過しました。現在、正にこの参議院において審議中ということでございますが、総じて審議は順調に進んでいる模様で喜んでおります。

証券取引法は、戦後間もなく、米国の法制を参考に我が国に導入された法律ですが、その後、時代の変遷の中にあつて、現在では実社会の中で現に起こっている現実を規制するのに困難を生ずる面が多々見られるようになってきました。代表的な例は、我が国でも敵対的M/Aが現実起こるようになってきたということです。

昨年はまだこのトレンドは一時的なものではないかと考える向きもあつたようですが、M/Aの波は今年になつても一向に収まる気配は見えません。今年に入つてからの新聞は、毎日何かしらの敵対的M/A関係の記事でにぎわっています。やはり、これまで世界の証券市場の例外であつた我が国においても、ほかの先進主要国同様、敵対的M/Aが定着したのだと考えざるを得ません。

これまで敵対的M/Aがなく、それに対処する法律、制度もなかった我が国では、従来の制度のままでとても適切な対応を取ることができません。この敵対的M/Aの定着という一点から見ても、我が国の法制度は大きな対応を迫られることになるのです。

ちょうどこんな時期に審議が行われることになった証券取引法等の一部を改正する法律案ですが、一読して、敵対的M/Aを乗り切るために欠かさない内容が三点も盛り込まれていることに私は驚きました。

第一は、公開買い付けと株式の大量保有の開示に関する規制の見直しです。昨年来、ライブドア、村上ファンド、ドン・キホーテ等の企業若しくはファンドが、市場外取引あるいは立会い外取引を市場内取引と組み合わせる株式取得を行い、本来必要な公開買い付けを回避した疑いが持たれ

ております。しかも、こうした公開買い付け回避行為は、違法の可能性が強いとされながらも、はつきりと違法と断定はされず、投資家にとつては極めて困つた存在となっていました。

申し上げるまでもなく、公開買い付け制度の本来の目的は、会社の支配権の移動を伴うような株式の大量取得が行われず、一般投資家が適切な投資判断を行うために必要な情報開示を担保するためのものであります。言い換えますと、買収者と一般投資家との間に生じます情報の格差、情報の非対称性を悪用した不平等、不公正な取引が行われることを防ぐためのものでございます。

このような制度趣旨に照らしますと、公開買い付けを意図的に回避する行為は、十分な情報開示を行わないまま不透明な形で会社の支配権を獲得しようというものであることがございます。その意味では、投資者保護上、極めて問題が大きいと言わざるを得ません。本来であれば、現行法の下でも、制度趣旨に照らして不適切な公開買い付け回避行為を取り締まるべきと申せましょう。しかし、我が国の厳格な罪刑法定主義の下においては、それが現実には難しいこともよく理解できます。その意味では、常時、公開買い付け制度の見直しを行い、制度の抜け穴をふさぐことが重要となります。

昨年の証券取引法の改正におきましては、一定の立会い外取引を公開買い付け規制の対象とすることが明確化されました。これに続きまして、今回の法案におきましても、市場外、市場内を組み合わせた一連の株式買い付け行為を公開買い付け規制の対象とすることが明文化されております。これらの対応は、公開買い付け制度について不断の見直しを実践し、速やかに制度の抜け穴をふさぐという点で評価できるものと考えております。

また、大量保有報告書についても様々な問題が指摘されております。上場会社株式をだれが大量に保有しているのかという情報は、投資家の投資判断にとって大変重

要な情報でございます。その会社の経営に対してだれが影響力を持っているのかを見ることができるところです。

そこで、証券取引法では、原則として、上場会社の株式の五％超を取得した者は五営業日以内に大量保有報告書を提出することを義務付けております。これは、上場会社株式の大量保有という重要な情報を投資者に対して迅速に提供して、市場の公正性、透明性を高め、投資者保護を図る目的であることは申し上げるまでもございません。

ところが、この大量保有報告書制度には特例報告という例外が設けられております。つまり、証券会社や機関投資家などについては、基本的に三か月ごとの基準日ベースで報告を行えばよいという簡便法が認められているわけです。これは、証券会社や機関投資家は日々デイトリングやトレーディングで大量かつ反復的な売買を行つております。こうした売買は、取引規模は大きいものの、一般に企業の経営権の取得などを狙うというものではないと見なされます。これを、取引の都度報告を求めるとすると、業者にとつて事務負担が重くなるばかりでなく、逆に様々な憶測を生んで市場に悪影響を及ぼしかねません。こうした点を考慮して設けられたのが特例報告制度です。

ところが、近年、この特例報告制度を、本来の趣旨に反して、自らの株式の大量買い付け行為をカムフラージュするために悪用しているのではありませんか。特に、いわゆるファンドなどがM/Aに関与するケースに多いように思われます。仮に、こうした行為がM/Aに際して意図的に行われると、一般投資家は十分な情報が開示されないまま、保有する株式を売却すべきか継続すべきかという重要な投資判断を迫られることになってしまいます。

もちろん、現行法でも、会社の事業活動を支配することを目的とする場合には特例報告の利用は禁止されております。しかし、会社の事業活動を支配することの定義が必ずしも明確ではないこと

から、目的はあくまでも純投資という言い逃れを結果的に許してしまっているのが現実と申し上げざるを得ません。

こうした目的について、法案では、会社の事業活動を支配することを目的としていなくても、会社の事業活動に重大なる変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるものを目的とする場合には特例報告を認めないとしております。政令の内容にもよりますが、従来よりも厳格な運用が可能になるものと期待しております。

また、法案では、特例報告の報告頻度を現行法の三か月ごとから毎月二回以上に大幅に高めることとしております。これによって、特例報告が認められる場合であっても株式の大量保有状況の開示はより透明性が高まるものと期待されます。

確かに、報告頻度が高まることによって、証券会社や機関投資家などはコスト負担を強いられることとなります。しかし、我が国の証券市場の公正性、透明性を向上させるためには、ある程度やむを得ないのではないかと個人的に考えております。

公開買い付け制度と大量保有報告書制度の見直しは、いずれもタイムリーかつ必要な改正でございます。投資者保護の観点からも、是非早期の実現をお願いしたいと考えております。

第二は、ファンド規制の整備です。

法案では、集団投資スキーム持分についてはこれを有価証券とみなすものと定めております。集団投資スキーム持分の定義規定を拝見しますと、米国の投資契約についての判例であるハウィ基準を範とした包括的な内容となっております。その結果、いわゆるファンドは、組合であり、匿名組合であり、どのような形式を採用した場合でも、原則、金融商品取引法の規制対象に含まれ得るという方向性が示されたと理解しております。

これによって、アイドルファンド、ラーメンファンド、ゲームファンドといった各種ファンドの募集、販売、運用に対して、適切な投資者保護規制が整備されることが期待されます。ただ、こ

の点は、既に諸先生方が御指摘なさっておりますので、ここでは繰り返しません。私は少し別の視点からコメントしたいと思います。

御存じのとおり、ファンド形態を採用すれば大量の資金調達を行うことができます。こうした集めた大量の資金を用いて、最近ではMAに積極的に関与するファンドも出現しています。もちろん、MAにファンドを活用すること自体は決して違法な行為ではありません。しかし、ファンドにはその実態が把握し難いものが多く、不適切なMAの隠れみゝとして悪用される危険性があります。最近の新聞報道などで問題とされているのもこうした点だと理解しております。

法案では、ファンドに対して、原則、当局への登録を義務付けることとしております。適格機関投資家のみを相手方とするファンドであれば登録は不要ですが、この場合でも当局への届出が義務付けられます。これによって、当局がファンドの実態を捕捉することが容易になるものと予想されます。最近、特に問題となっておりますファンドを利用して違法な企業取得を行う行為に対しても、この法案の下では厳正に対応することが可能になると期待しております。

第三に、証券取引所の自主規制機能の独立性確保です。

今日では、MAの対象は一般企業に限られるものではありません。証券取引所もMAの対象となり得るのです。最近の米国、英国の動きを見ますと、取引所の世界覇権を目指す動きが活発化しております。また流動的な面はありますが、NYSE、ユーロネクストを軸とした陣営と、NASD、ロンドン証券取引所を軸とした陣営に集約されつつあるように思われます。

こうした中、我が国の証券取引所も、国のアイデンティティーを確立し、自分の存在感を示すべく努力することが必要です。具体的には次の二点が求められることでしょう。

まず、システムをめぐるトラブルを二度と起こさないことです。そのためには、適切なシステム

投資を行って信頼性の高いシステムを構築する必要があります。次に、将来的な国境を越えた証券取引所同士のMAに備えることです。そのためには、大局的な国際戦略を構築すると同時に、事態の変化にも柔軟に対応できる体制を整備する必要があります。

これらの問題に対処するには、いずれ証券取引所にとつては、その株式を上場して、市場を通じて資金調達を行うことが必要となるでしょう。ただ、証券取引所は自主規制機関としての公共的な役割も果たしています。したがって、証券取引所が上場する前提として、上場後も証券取引所の自主規制が適切に機能することは不可欠であると言えます。

金融商品取引法には、こうした証券取引所の自主規制機能の独立性確保についての規定も盛り込まれております。これは、今後予想される世界規模での証券取引所の再編に備える意味でも重要なことだと評価できます。

以上、公開買い付け規制・大量保有規制の見直し、ファンド規制、証券取引所の自主規制機能の三点について意見を述べさせていただきました。いずれも、我が国の証券市場においては喫緊の課題であります。その意味でも、是非、早期の実現をお願い申し上げます。是非、早期の実現をお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○委員長(池口修次君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○中川雅治君 自由民主党の中川雅治でございます。

参考人の皆様方には、大変お忙しいところ、貴重な御意見を拝聴させていただきまして、ありがとうございます。

それで、時間も限られておりますので、これから各党の先生方から商品先物取引についての不招

請勧誘の禁止の問題についていろいろ御質問が出るかと思いますが、私も、与党の立場を踏まえてこの問題について伺いたいと思います。

今、山崎参考人の方から、この商品先物取引についての不招請勧誘というものが諸悪の根源だというお話もありましたし、営業の自由といういうことであれば、それは自由の名に値しないというような大変厳しいお話を承ったわけでもあります。そして、昨日の池尾和人参考人の話でも、元本が保証されているもの、それから、元本は保証されていないけれどもその損失が元本を毀損していくその範囲内で収まるものとはともかく、元本を大きく超えて損失が生ずる可能性のあるそういうリスクのある商品については、一般投資家については不招請勧誘は禁止すべきであるという御意見が述べられました。

私も、そうしたお話を聞いておりますと、もう本心に単純に胸に率直に響くわけでありまして、非常に納得的なわけであります。しかしながら、本日、坂井参考人のお話を伺っておりますと、この辺のところに對する十分な反論というものをまだお聞かせいただいていないように思うわけであります。

確かに、昨年五月一日の商品取引法の改正の結果、適合性の原則をきちんと守る、説明義務も法定化されたし再勧誘も禁止された。日本商品先物取引協会におかれましては、そうした改正に伴って、ガイドラインを作ったり、あるいは研修やセミナーを開かれる、あるいは会員の会社の個別指導もされるということ、それなりに努力をされておられるということ、十分に認めるわけでありまして、それだけでも、その不招請勧誘を禁止するということも、それほど困るのか。

恐らく、私も含めて、不招請勧誘の電話があつて迷惑だと思つた方は、まずいと思つたと思つた。しかし、私も休みの日などに家におりまして、もう電話が掛かってくる。何か緊急の電話かなと思つて取ると、不動産だとかマンションのどうのこうのというような電話であります。電話を

掛けている方もそれなりに仕事として一生懸命やっているんだろうと思うからがちゃんと切ったりは私はいたしません、しかしやっぱりだれでも迷惑なわけですね。

特にこの商品先物取引ということになりますと、弁護士会の方が言われましたように、そこらいろいろな被害が生まれてくるというように、そこでございますので、やはりこの不招請勧誘の禁止を導入すべきだという声は非常に高まっていることは私は事実だろうと思いますし、当委員会の議論の流れもそういうふうになっていると思うわけでありまして。

そこで、端的に坂井参考人にお伺いしたいと思いますが、不招請勧誘を禁止されたらどういうふうになるのか。それから、そうすると会社が成り立たない、立ち行かなくなるということであれば、それじゃ不招請勧誘で会社成り立っていたのかということにもなるわけですから、それはちょっと説得的でないと思いますので、そこを、なぜ不招請勧誘の禁止をされたら困るのか。いろいろこういうことをやっていますよという話でなくて、不招請勧誘の禁止をされたらなぜ困るのかというところを絞ってお答えをいただきたいと思ひます。

○参考人(坂井宏君) たいだいまの御質問に對しましてお答え申し上げたいと思ひます。確かに不招請勧誘の禁止について声が非常に高いということは私もよく承知をしておりますところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、昨年の五月の法律改正で相当厳しい措置が導入されているわけでございます。

じゃ具体的にどうしているかをちょっと御説明をさせていただきますと思うんですが、今の法律及び主務省のガイドラインにのっとれば、取引の外務員というのは電話なり訪問なりにしまして、参りまして、まず自分の名前を名のり、今回の電話なり訪問の趣旨を説明して、商品取引の勧誘でございますと言わないといかぬわけでありまして。それで、もういいよと言われれば、そこでも

う退かざるを得ないと。それから、じゃ分かりましたと、聞きましょうというところになって初めて商品取引についての内容の説明に入れると。それでも、いや、私やんないよと言え、もう一回、再度同じ人に勧誘はできないと。

相当厳しい措置ではないかというふうにしておりまして、言わば電話をすること自体もいかぬ、訪問もいかぬというところまで言われるといかんともし難いのでございますけれども、それ以外にもいろんな勧誘の電話等あらうかと思ひますが、商品取引においては、むしろそういう意味で本人が全く関心がないと言った途端に勧誘する行為そのものに入れないという状況にあるのも事実でございます。

そういう非常にきめ細かな、言わば勧誘規制措置がもう既に導入されていると。したがって、私ども、一般の国民の方々に御迷惑を与えないようにするためにそれをいかに徹底するかであるというふうにしておりまして。先ほども申し上げましたが、この業界、今八十三社でございますが、一万一千人ぐらゐの外務員がいるわけでありまして、そこに鋭意、徹底を図るべく努力をしているところでありまして。

ただ、御案内のとおり、人間、なかなか習性というのがありますから、すぐにそれがなかなか徹底できないのであります。もう具体的に個別に問題のあるところは、私ども個別に呼んで随分注意をしてやるとか、会社にも注意をすとかいろいろやって、徹底を図ることによって不愉快な勧誘がなされないようにということで努力をしているところでございますので、その点を是非御評価いただきたい。そこまでやっているわけでありまして。というところが第一点でございます。

それから第二点は、じゃ、今、中川先生から御質問がございましたが、じゃ、不招請勧誘の禁止が導入されたら何がどういうことになるのかという点でございますけれども、これはなかなかお答えが難しゅうございます。想像の域を出ない部分もあるんですが、業界の

中でどういうことを言われているかといえ、もしこれが導入された場合には、現実問題として今の商品先物取引業界におけるいわゆる委託者というのは相当部分が勧誘によって入ってきているのは事実でございます。それがもし電話を掛けたら、訪問して勧誘することができなくなるとすれば、相当程度委託者の数は減少せざるを得ないであらうなというふうにしておりまして。

大体今十一万人ぐらゐがこの商品取引の委託者の数でございます。それで、大体毎年七万人ぐらゐが新たに入ってきている、同数ぐらゐが退出をしていって、そういうふうな形になっておりまして。三、四千人が恒常的にやっておられる。その中でも多分本場にプロの方というのはそんなにいないとは思ひますけれども、そういう状況でございます。そうなりまして、これは、多分、不招請勧誘が導入されれば業界の今の相当部分の企業というのは相当厳しい立場になるであらうと。そう言ったときに、これはどうなるか。絶対そうなるかと言えぬものではございませんけれども、今の日本の商品先物のシステム自体きちんと機能するのであらうかと、その辺についての危惧を抱かざるを得ないというところでございます。

御案内のとおり、商品先物市場自体はこの今の経済社会の中で証券市場、金融市場とともに産業経済活動の重要な要素を成すものでございまして、これはアメリカ、イギリス等ヨーロッパにおいても同様でございますが、そういう機能について日本においてやはりきちんと機能させていくことが必要ではないかというふうに私は思っているわけでございます。

そして、ここに参画している企業、やっぱりきちつとやっておられる企業も結構あるわけでございます。そういうものも含めて一緒くたにした議論もどうか。やっぱりきちつとやっておられる方によってきちつとした商品先物のシステムがワークするような形にしていかなきゃいかぬと。

そういう意味では、やはり現在、昨年の導入された規制を徹底することによって何とかそういうものを達成していくことが必要ではないかというふうに私は思っているところでございます。

○中川雅治君 今、委託者が七万人とおっしゃいました。さ。

○参考人(坂井宏君) 十一万人大体おります。毎年、大体十一万人ぐらゐでございます。毎年七万人ぐらゐ新たな委託者が参画されて、やっぱり同数ぐらゐが退出をされていくというふうな構造になっているというところでございます。

○中川雅治君 そうしますと、先ほどのお話で、外務員が一万四千ぐらゐおられたのが一万一千人ぐらゐに減られたということでございますが、毎年七万人ぐらゐの方が入って同数退出されるというところでございますが、その外務員と新たに入ってくる委託者の数を比べますと、相当外務員の数が多いような印象を受けたわけでありまして。

それほどやはり大変な思いをされて、大変な労力を使われてこの商品先物の世界に一般の投資家を正に勧誘していくという姿なのかと思うわけでありまして、やはり本来これはプロの方の商品であり、またそれぞれの事業をやっておられる方がそのリスクヘッジをするための産業インフラであるということも認めるわけでありまして。

ですから、そういう意味で、何か一般投資家に対しての商品ではそもそものような気がするわけでございますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○参考人(坂井宏君) 御指摘の面、そういう声も非常に強いということも十分承知はしております。

さはさりながら、やはりアメリカでもそうでございます。商品取引のマーケットがきちつと機能していくためには、やはり一般の投資家の方々も参画して、より大きな規模で行われることによって初めて適正な、かつ公正な価格形成がなされていくというものではないかというふうにも思っておりますし、やはりこれは、考え方かと言われればそうかもしれませぬけれども、やはり

一つの重要なハイリスク・ハイリターン資産運用の機会でもあって、そういうものについて全く事実上参画がしにくいような形になってしまうのめいかげなものかなというふうに私としては考えているところでございます。

○中川雅治君 ありがとうございます。

弁護士会の方からは、私の方にも各地の弁護士会から意見書がもう多数寄せられております。今日もお話を承りまして、弁護士会のお考えは私も十分に認識いたしております。それと、今、坂井参考人のお話を改めて伺いたしたわけでありますが、最後に吉川参考人に、市場の専門家としてこの問題についてどうお考えか、伺いたしたいと思っております。

○参考人(吉川満君) 我が国の金融証券市場では、今大きな言葉として貯蓄から投資へと、そういうスローガンがあります。単に貯蓄というんじや、これが預金になって、企業に行っても貸し借りになってしまつて、そういうお金であつて、なかなか、ダイナミックに企業の成長を支えたり、そういうお金にはなりにくいと。貸し借りのお金であつては企業の格付も良くなりません。こういうお金を、言葉はリスクマネーなんですけれども、リスク分散があつて、マネージできるような、そういう仕組みのお金に変えて、企業の体力も高め、個人の収益も高め、そういう方向に持っていくこと、そういうことを試みております。

そういう中で、実際に個人の人に売る場合、どういうふうにかえるかという問題なんです、個人投資家は従来から余りそういう投資は行つてこなかったんです、貯蓄はやつてきたかもしれないけれど。そういう人が新しく貯蓄じゃなくて投資をやるという場合には、なかなか何を選んだらいいかわからない、どこにアクセスしたらいいかが分からない、そういうのが実態なんです。そういう個人投資家に、国全体が目標にしているような新しい投資商品、金融商品に目を向けてもらうためには、やっぱりだれか自分から情報を提

供する人がどうしても必要なんじゃないかと思ひます。

不招請な勧誘を始め、勧誘にはそれにリスクが伴うことは分かりますけれども、やっぱり勧誘にはその反面メリットもあるわけで、このメリットを捨ててしまう手はないんじゃないかと思うわけなんです。個人投資家がいろんな金融商品の存在を知つて、その特性を知つて、じゃ何を選んだらいいか、そういう段階までいくためには、実際には勧誘の形で提供される情報が機能していくことが多いんじゃないかと思ひます。

例えば、証券会社の商品でいうと、投資信託なんかはリスク分散もされてますし、そんなにリスク集中するものじゃありませんから、リスクの程度は低いと思うんですね。そういうところに現実に個人投資家も注目しているようになっていて、今年になってから投信の残高は随分増えてます。

こういう状況を続けていつて、本当に貯蓄から投資へ、これを駆け込みに行わせないためには、さらに、現在も行われているような勧誘、これをある程度できる余地を残しておいた方がいいと。もちろん、再度の勧誘は禁止するとか、適合性の原則はこれを重視しなきゃいけないと、それは絶対でありまして、そんなに、投資信託のようにリスク分散もして、リスクマネージできるというのをいつも考えているような投資について、過度に神経質になる必要はないんじゃないかと、そんなふうにも思つております。

○中川雅治君 ありがとうございます。

以上で終わります。

○前川清成君 民主党の前川清成でございます。参考人の三名の方々、どうも御苦労さまでございます。冒頭、お願いがございます。限られた時間でございまして、どうか、私がお尋ねしたことにまづお答えいただきたいと思ひます。追加して理由の御説明等をいただきたい場合にはまた改めてお尋ねいたしますので、この点くれぐれも守つてい

ただくようお願ひ申し上げます。

まず最初に、坂井参考人にお尋ねいたします。坂井参考人の御経歴を、簡単に結構ですから、お聞かせいただけませんか。

○参考人(坂井宏君) 私は、そもそもは通産省の出身でございます。その後、中小企業事業団、そして中小企業総合事業団を経て、直前、流通システム開発センターにおりました。その後現職でございます。

○前川清成君 委員長にお願ひ、そして委員部の皆さんに抗議させていただきますことがあります。

私、今日の参考人質疑に先立つて資料をちょうだいしましたが、坂井参考人についてだけ経歴がなかったんです。それで、もしかして天下りの方かなと思ひましたら、案の定、天下りの方でした。これ、役所と意図的に共謀されたのかどうか分かりませんが、山崎参考人や吉川参考人については詳細な経歴が添付されておりますので、この点、委員部には強く抗議申し上げますと思ひます。

次に、坂井参考人にお伺ひしたいんですが、日本商品先物取引協会、これ、会長は荒井さんという方で弁護士さんですが、この方は常勤ではありませんか。

○参考人(坂井宏君) 非常勤でございます。

○前川清成君 常勤は坂井さんと、坂井さんが副会長、そして山口さん、この方が専務理事、お二人かと思ひますが、山口さんもやはり天下りの方でしょうか。

○参考人(坂井宏君) 山口専務は農林水産省の御出身の方でございます。

○前川清成君 山崎参考人にお尋ねをいたします。先日この委員会の質疑で与謝野大臣が、損失補てんについてお尋ねしたいんですが、この委員会の議論で与謝野大臣は、損害賠償というのは、やはり相手方がなすべきことをなさないで被害を受けたという場合、損害賠償は当然できて、これ

は損失補てん、禁止されている損失補てんとは全く別のものと、こういうふうにお答えになっております。

そこで、お伺ひしたいんですが、この損失補てんと損害賠償が概念においてきつちりと峻別されているのか。特に、損失補てんの禁止という条文だけを金融商品取引法あるいは商品取引法に入れた場合に実務に混乱が生じないのか。具体的に言いますと、被害者からの損害賠償請求に対して業者からの格好の口実を与えるのではないかな、こんなふうにも思ふんですが、この点いかがでしょうか。

○参考人(山崎敏彦君) 前川委員のおっしゃるとおりだと思います。損失補てんも損害賠償も、業者の側から被害者に対してお金が支払われるというところにおいては全く同じなわけであります。よく調べてみて、それが損害賠償に基づくものなのか、そういうものが全くなくお客さんと呼ぶための損失補てんなのかということ、しっかり調べなければいけないということになります。それはよく分からないので、ごまかされてしまつてはいけませんというので、損失補てん、違法な損失補てんでないというならば裁判を経ない、あるいは一定の機関の確認を経ないということになっておるわけで、正に法律もその区別を峻別しなければいけないということで規定されていると思ひます。

○前川清成君 坂井参考人にお伺ひをいたしたいと思ひます。

先ほど、坂井参考人御本人からもお話がありましたが、私もまとめさせていただきますところ、二〇〇五年の、これは日弁連が出しております先物被害白書をまとめたんですが、期首の委託者数が十萬八千二百六十四名、ざっと参考人おっしゃったとおり十一万人です。新規の委託者数が七萬四千六百四十九人。ところが、期末の委託者数が十一萬一千五百十三人と。参考人もおっしゃったとおり、およそ七万人の方が新しく参加をされて、七万人の方がやっぱりやめていかれ

る。

十一万と七万の違いはありますけれども、ほぼ一年間で委託者が入れ替わってしまう。これはどうしてなんですか。

○参考人(坂井宏君) これまで確かにそういう実態がございました。それは多分、なかなかこの商品取引自体、非常に難しい取引であり、ハイリスクであることは確かでございます。その面で、実際にそこに参加された委託者の方々がなかなか継続ができなかったというケースが多いからだろうというふうには思います。

○前川清成君 今、委託者の方々がなかなか継続できなかったと、こういうふうには御答弁されましたが、それは委託者の方々が損をされた、ということでしょうか。

○参考人(坂井宏君) 具体的に、それがすべてかどうかは申し上げられませんが、損をした方も相当おられるというのは事実だろうというふうには想像いたします。

○前川清成君 外務員さんの数について伺いたいんですが、やはり日弁の先物被害白書によると、二〇〇五年ですが、期首の外務員数が一万三千四百四十四人、新規で四千八百三十九人が登録をされたけれども四千五百五十三人が登録を抹消された、こういうふうになっています。

全体で一万三千人。五千人が入ってきたけど五千人が辞めていく。これはどういうところに原因があるとお考えでしょうか。

○参考人(坂井宏君) 私ちょっと、今申し述べられました数字についてはちょっと把握をしておりませんけれども、確かに傾向として、新たに外務員になられる方、それから外務員から外に出ていかれる方、あるのは事実でございますが、実態として、この業界の中で、統計上、一回ある会社から離れられても別の会社に移られるというケースも随分あるものでございまして、何と申しますか、それごとに登録、抹消、登録ということをやっておりますから、すべてが業界の外に出ていったというわけでもないというふうに思っております。

りまして、むしろ、結構中でほかの会社に移っておられるケースも随分あるんじゃないかというふうに思っております。

○前川清成君 次の質問に移らせていただきます。先ほど中川委員の方から、与野党ともこの不招請勧誘禁止がこの委員会の流れになっているという大変強い言葉を賜ってうれしく思っているんですが、それに対するちょっと坂井参考人の御答弁が分かりにくかったです。

る述べておられましたが、その中で、厳しく指導はしているけれども、人間習性がある、なかなか徹底できない、こういうふうにおっしゃいました。この厳しく指導しているけれども人間習性がある、なかなか徹底できない、この点を、何が徹底できないのか、お答えいただきたいと思っております。

○参考人(坂井宏君) 私が申し上げましたのは、やっぱりずっと一定のやり方で業務をやっておりますと、人間なかなかそれを変えるのには相当の努力が必要ということを申し上げたわけでございます。ちょっと表現が悪かったとすればおわびを申し上げますけれども、趣旨としてはそういうこととでございます。

○前川清成君 先ほどのお言葉の中で、厳しく指導しているというのは何を厳しく指導しておられるのか、お答えください。

○参考人(坂井宏君) まず第一に、各企業、やはり苦情の多い企業というのはあるわけでございまして。そういう企業につきましては、私ども、状況に応じまして個別に管理担当者呼びまして、状況を……

○前川清成君 指導の内容だけいいですよ。

○参考人(坂井宏君) 状況をお話しします。今の法律の規制の中身あるいは主務省のガイドラインの中身を徹底するようにということを厳しく言っております。場合によっては社長を呼んで徹底を図るように伝えております。

それから、外務員につきましても、例えば再登録とかの際とか、会社を変えて別の会社に登録

する際には、その行状を見まして、苦情の多い外務員については、一体なぜそういうことをやったのかと、そういう理由を厳しく問いただして是正を図るように言っておりますし、場合によっては具体的な、先ほど申し上げましたとおり、制裁措置に踏み切っているという状況でございます。

○前川清成君 今の御答弁は、法令遵守について会社や外務員を厳しく指導しているけれども、それぞれ会社や外務員にこれまでのやり方があってなかなか法令を遵守していない、ついでに厳しく処罰せざるを得ない場合もあります、処分をせざるを得ない場合もあります、こういうお答えですね。

○参考人(坂井宏君) そうではございません。

○前川清成君 どういうことなの、じゃ。

○参考人(坂井宏君) 私が申し上げておりますのは、新たな規制措置について徹底を図るべく、繰り返し繰り返し言うことによつて今までのやり方を改めて、今の規制に合致するようにさせていこうということ指導しているということでございます。

○前川清成君 坂井さん、役人だから分かっていると思うけど、法令を守るのには指導しなくても守らなアカぬ、法律はできたから守らなアカぬのですわ。それを守らないから厳しく何回も何回も何回も指導しているというのは、法律を違反してまた違反してまた違反してまたということでしょうか。

○参考人(坂井宏君) 何と申しますか、先ほど申し上げたとおり、大変多くの方がいらっしゃるわけでございまして、業界の中にも。そこに、法令ができれば、それでもって、はいみんながそれを読んで徹底するというのはなかなか現実問題としては難しいというところはもちろん先生も御理解いただけると思いますし、したがって、我々も繰り返し時間を掛けて会社及び外務員に対して厳しく今の規制を、新しい規制の中身を徹底させているのは、これは本当に何とぞ誤解ないように御理解をいただきたいと思う次第であります。

○前川清成君 たかだか外務員一万五千人の団体で人数が多いから法律を守れない、そんな理屈はないんです。日本の人口は一億二千万人ですけれども、人を殺してはならないという法律あればみんな守っていますから。

あなたと議論しても仕方ないので次に進めますが、先ほど、中川委員の質問に対して、不招請勧誘の禁止になぜ反対なのかというふうな中川委員の質問に対して、不招請勧誘を禁止してしまつたら委託者の数が減る、それが困ると、委託者の数が減るとこのシステムが機能しなくなってしまうと、だから一般投資家も参加してもらわなければならないというふうな御答弁がありました。

そこで、伺います。この商品先物取引が坂井参考人のおっしゃる通りに産業インフラとして重要な機能を持っているにしても、それはプロの皆さんでなされば足りることであつて、プロの土俵に素人を引きずり込む必要はない、私はそう思います。参考人、いかがですか。

○参考人(坂井宏君) これは、あくまで今日は私、意見を述べさせていただくわけでございましてけれども、やはりこれは一つのマーケットの成り立ち、それから各国における現状等も含めてお考えいただく必要があるかと思ひますが、やはり商品取引所につきましても、日本のみならず欧米においても、一般投資家も含めて参画をして、公正な価格形成なりリスクヘッジ等が機能しているというふうには私は理解しておりますし、そういう機能についてはやはりきちっと日本においても維持をしていくべきだろうというふうに思っております。

○前川清成君 先日この質疑で、与謝野大臣自身が商品先物取引というのはゼロサムなんだと、得をする人があれば必ず損をしないと、こういうお話をされておりました。

何十年もなさっているプロと、いきなり電話で勧誘されてやってきた全くの赤の素人、けんかを素人が勝つことなんてあるんでしょうか。そうで

あるとすれば、このマーケット自体がアンフェアな状態と言わざるを得ないと私は思いますが、参考人、いかがですか。

○参考人(坂井宏君) 商品取引自体は確かにレバレッジが大きくリスクが高いものであるのは事実でございます。これは一つのシステムとして確立したものでございまして、それについて御議論してもいいと思います。

それから、ただ、何といいますか、したがって、そのギャップを、いわゆる情報ギャップを埋める意味でここで説明責任、説明義務とかきちつと情報を提供するとか、そういうことが今回掲げられているわけでございまして、やはりそこは実際に勧誘をする外務員がもうちよつときちつとしたデシプリンの下に勧誘なり受託業務の実施に当たっていくことによつて埋めていくというべきものだというふうに私は思っております。

○前川清成君 例えばですけども、あらかじめ個人投資家の方が、私は勧誘しないでくださいと、私は商品先物取引の電話は掛けてこないでくださいというふうに出しておられて、その人たちのリストがあるとすると、そのリストに名前が載せられた人たちにに対しては電話をしないんだと、こういう制度を設けたとしても、商品先物業者の側に嫌だと言っている人に無理やりに電話を掛けて勧める権利はないはずですから、私は営業の自由を何ら侵害することはない、そんなふうにある人たちは登録してもらおう、私は電話や訪問はしないでくださいという人を登録して、業者はそれに対しては電話を掛けない、このルールを確立するべきではないかと思いますが、参考人、いかがでしょうか。

○参考人(坂井宏君) 現在、現状を申し上げますと、各企業とも再勧誘の禁止については極めて神経を使っております、一回勧誘をして断られた方については社内で再勧誘をしないと、再度アプローチをしないというところは相当徹底をいたしております。

○前川清成君 今おっしゃる再勧誘というのはどういう状態を指すのでしょうか。

○参考人(坂井宏君) 各企業が、ある企業のある外務員が勧誘をして断られた場合に、同一社内においてはもはやその方には勧誘をしないということとであります。

○前川清成君 その一つの会社じゃなくて、せっかく業界団体もあるわけですから、百五十何社しかないわけですから、その団体でデータを共有するようにしたらいかがかと、こういうふうにし上げていくんですが、いかがですか。

○参考人(坂井宏君) 御指摘の点、極めて重要な点だと思っております。

ただ、やはりそのシステムをどうやって実効を上げるかという面につきましては、会員でございします各企業の理解を得るとともに、やはり相当の具体的なシステムをつくることすればお金も掛かる問題でもございしますので、そういう点も含めて十分検討をいたしたいと思っております。

○前川清成君 時間の都合で最後になりますが、坂井参考人もいらつしやつた経産省、そして専務理事もいらつしやつた農水省がまとめた資料によりますと、この商品先物取引に参加した投資家の八割は損をしていると、こういうふうな報告されております。先ほどどなたかが件数は減つたと、こういうふうにおっしゃつていましたが、それでも、国民生活センターに対する苦情や被害の相談だけで年間四千件もある。これ毎年、私にしてみれば、毎年、農田商事事件が起こっているようなものだと思うんです。この数多くの被害、投資した人の八割も損をする、これはもう投資と言わないでですね。しかも、素人同士じゃなくて、プロと素人とやっているんです。で、八割が損をしているんです。この商品先物取引の危険性、あるいはマーケットの不健全性、どう思われるか。

そして、この被害を救済するには、私は、もはや素人は引きずり込まない、これしかないと思うんですが、素人を引きずり込まないために、不招

請勧誘以外の方法があれば御教示願いたいと思ひます。

○参考人(坂井宏君) 私といたしましては、先ほどから申し上げておりますけれども、今の我が国における商品先物取引というシステム自体は非常に重要なものであつて、それをいかに国民の支持を得て十分機能する形に持っていくかというのが重要だと思っております。

その意味では、今の再勧誘の禁止、先ほど申し上げましたとおり、相当、再勧誘のみならず、具体的な手順を決めておるわけでありまして、これを徹底していけば一般の方々に御迷惑を掛けることはないだろうというふうに思ひ、それに向けて全力を尽くしたいと思ひております。

○前川清成君 時間です。残念です。

○山口那津男君 公明党の山口那津男でございます。

三人の参考人の方々には貴重な御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。

まず最初に、山崎参考人にお伺ひしたいと思ひます。

この不招請勧誘の禁止というのが今回法律に規定されたわけでありまして、政令で特定した一部のものしか対象になっておりません。そして、商品先物取引については全く法の適用の対象外と、つまり政令で特定することすらできないと、こういう制度のつくり方になつていくわけですね。

しかし、この不招請勧誘禁止を取り入れた分野、なぜこれを取り入れたかという点、被害の実態を見て行かうというのが主たる理由であることは再三答弁に出てきています。そこでは、その被害の実態、これが国民生活センターのしぼり引用される数字ですと、七千件の苦情相談レベルが四千件のレベルに落ちたと、苦情は減つてい

るんだということがその不招請勧誘禁止を取り入れない理由の一つとして言われているわけであり

しかし、本当に実態としてこの被害ないしは苦情というものが減つていくのかどうかという点が定かではありません。弁護士会の一〇番で行つた実績、あるいは商品先物取引の協会の方でも苦情処理を行つていらつしやると。その実数、こうしたものを見た場合に減つていくかどうかという認識をまず伺ひたいと思ひます。

それともう一点は、昨年は相談件数が一時的に減つたといつても、これは平成十二年の水準に戻つたにすぎないんですね。それ以前でも三千件、二千件とかなり高い水準にあります。

私も二十年ほど前、弁護士を現役でやつていたころに、やはりこの商品先物取引の被害というのはいろいろと取りざたをされておりました。その時期でもやっぱり一定のトラブル件数というのはあつた、かなり多かつたと、こういう認識だつたわけですね。

そういったと、昨年一年で四千件のレベルに減つたということが果たして被害が無視するに足るほど減つたことになるのかどうか、この点もまた評価が必要だと思ひます。

この二点について御意見をいただきたいと思います。

○参考人(山崎敏彦君) まず、被害の件数ですけども、減つたというふうな情報もあることにはあります。しかし、例えば日商協への苦情が一四・七%増えたというふうな五月二十八日の日経新聞に書いております。それから、我々の一〇番をしても、この五月の改正以降の事案に絞つてもいまだに同じような相談事案がたくさんありますし、数としてはむしろ増えているというふうな地域もあります。経産省は七千件の被害が四千件に減つたなどと言ふんですけれども、最近ちょっと減つたとか減つていないとかいうようなことは余り問題ではないと思ひます。

長年株の運用をしてきたけれどもバブルがはじけて大損をしたとか、運悪く株を買つていた会社

ついで、二十年、三十年前からずっともうこの被害が問題にされ続けているわけですね。経産、農水あるいは協会はいろんな施策を講じて減らします、減らしますと、改善しましたと言っているんだけれども、その被害の実態は変わっていない。こういう国会での議論も最初でこういうふうにしていただいているわけですけども、ずっともう減らないというまま来ているということであると思います。

これまでいろいろやってきたけれども、不招請勧誘を禁止しなければ減らない。このままではいけないということが自民党、公明党を始め与野党の皆様方の一致した見解になっているということを目の当たりにしまして、私としては本当にもう感激の極みというところでございます。

是非、不招請勧誘禁止を導入して、この長年何ともできなかった先物取引の被害について、この委員会で抜本的な対策を打ち立てていただきたいと思ひます。

○山口那津男 国民生活センターや弁護士会やあるいは協会の相談件数四千件とか数百件という話であります。

実は、警察庁も資産形成事犯ということで取締りを行っておりますが、昨年の十一月に摘発された事件がありますが、これは一法人で九名の逮捕者が出ました。これは、商品先物取引に関する業法違反の事件でありますけれども、これで被害人数がこのたった一件で五百六十名と言われている。被害額は十六億八千万円。わずか一件でこれだけの被害者が出ている、これだけの被害額が出ている。ですから、氷山の一角だと私は思うわけでありませう。

ですから、いずれの機関に寄せられた苦情も、それもまた氷山の一角でありまして、かなりの被害がまだあからさまにならないで眠っていると、こう思われるわけでありまして、是非ともこの被害の実態というものをとらえて私は制度を打ち立てるべきである、こう考えております。

さて、もう一点、山崎参考人に伺いますが、損

失補てんの禁止という制度をつくったわけでありませうが、これは、かねて弁護士会の方も、本来あるべき損害賠償の交渉すら妨げられる可能性がある、こういう懸念をお持ちだろうと思ひます。

そこで、今回の法制度では確認制度というのがつくられているわけでありませうが、この運用の在り方が果たしてその弁護士会の懸念されるような弊害を消していくものかどうか、あるいは懸念は解消されないものかどうか、この点について御意見を伺いたしたいと思います。

○参考人(山崎敏彦) 先ほど、冒頭の私の御報告の中で、銀行法や保険業法など、金融商品取引法三十九条三項ただし書の規定が準用されない事案があるというふうに申し上げました。

そのように、損失補てんの規定を定めたからといって、必ず確認を経てからでない損害賠償がでないという事にはなっていないわけですね。現に多くの法令では確認までは必要としないということになっているわけですから、この先物取引についても確認が必要であるという制度を取らないようにするということにすれば損害賠償としては簡単にできるわけですから、裁判などを経たものでなくても違法でなくなるということ、損失補てん禁止の弊害というのは大幅に少なくなると思ひます。

次に、確認の制度がどうしても必要なんだとすれば、例えば消費者センターや弁護士が関与するものについては確認の制度の例外とするとか、あるいは、それらの諸機関が事後報告をもって確認に代えるというような制度をつくることによって大幅に事態は改善すると思ひます。ここは政令で定めるだけで済むわけですから、くれぐれも今回の法改正が先物取引被害回復の妨害にならないようをお願いしたいところであります。

○山口那津男 次に、坂井参考人に伺いたいと思ひます。業界としていろいろな努力を重ねているということは大変よく分かりました。そこで何うわけ

ありますが、先ほど来、年間十一万件余りの取引があつて七万人余りが出入りをするというお話でありませうが、そういたしますと、言わばプロとして恒常的にとか繰り返しの取引をしている方というのはどれぐらいになるということでしょうか。

○参考人(坂井宏君) 今の数字から判断いたしますと、多分三千人から四千人の方がある程度の期間この商品先物取引をやっておられると思ひます。

ただ、申し訳ございませんが、本場にプロの方で継続してやっておられる方の数はちよつと分かりかねますので、お答えを差し控えていただきたいと思います。

○山口那津男 そうですね、三千人から四千人のレベルの人が恒常的な取引者であるということだろうと伺いました。

七万人の方がやめられていくと……

○参考人(坂井宏君) 済みません。一つ、間違えました。

申し訳ございません。差額でございますので、三万人から四万人の間違いでございます。申し訳ございません。

○山口那津男 そうですね、聞いていたわけでありませうが、じゃ、十一万から七万の差額が恒常的な取引をしている人と、こういう認識で、三万人から四万人ということですね。

それで、七万人の方がやめられていくということですが、これはなぜやめられていくと御認識でしょうか。

○参考人(坂井宏君) これは先ほど御質問ございましたけれども、やはりこれは相当リスクの高い商品でございますので、なかなか、場合によつて損失を発生させ、それによつて本取引を継続できないという方がやはり多いというのは事実だろうと思ひます。

○山口那津男 そうですね、三万人から四万人が恒常的な取引で、七万人の方は何らかの損失を被つてやめていく。こうなりますと、こ

のやめた七万人の方は、再勧誘したつて当然取引するはずがありませんね。つまり、こういう方々に対しては、再勧誘の禁止というのはやつても意味がないということになります。そうすると、今の十一万人余りの市場規模を維持するためには毎年七万人以上の方々を新規に勧誘しないといけない、しかも再勧誘は禁止されているわけでありまして、恒常的な取引者は三万人から四万人しかいないわけですから、あとの七万人以上はすべて不招請勧誘をしないと市場に取り込めないということになるんじゃないか。いかが御認識ですか。

○参考人(坂井宏君) 今の業界の現状から見ますと、ほとんどがそういう形でもって、電話とか訪問によつて勧誘をしているのが実態であることは事実でございます。

○山口那津男 そうですね、七万人の方を毎年不招請勧誘しないと市場に取り込めない。しかし、せっかく努力して取り込んだのに、七万人近くの人がまた何らかの損を被つてやめていく。これはやつぱり健全な市場として成り立たないということ、これを数字の上で今、坂井参考人が証明されているということになりませんか。

○参考人(坂井宏君) 今までの実態を見ますと、確かにそういう大きな問題があることは事実だろうと思ひます。

ただ、それを踏まえて、これまでも度々法改正がなされ、昨年の五月には相当厳しい規制がなされております。その中身は、繰り返しになります、やつぱり適合性の原則をきちんと適用するということと、それから説明義務をきちんと果たさせるということと、さらには勧誘において、先ほど申し上げましたとおり、不招請勧誘の一手手前ぐらいのところまでやっているわけでありませう。

ちよつと私は、こういう身分を名のり、それから商品先物取引の勧誘をします方がいいでしょうかと聞いて、駄目だと言へばそこで終わるわけでありませう。そして、更に説明しても、私は関心ないと言へばもうやめられないというくらいでございます。

すので、これは、徹底することによって業界に対する評価も随分変わってくるんじゃないかというふうに期待し、私どもは鋭意業務に励んでいるところでございます。

○山口那津男 役所の説明であります、商品の現物取引に伴うリスクをヘッジするために商品先物取引があるという一方で、投資商品として先物取引があると、こういう説明なされるわけですね。しかし、この七万人もの不招請勧誘で加入される方々というのは、現物取引やそのリスクをヘッジするために加入される人はほとんどいないと思います。そういう方々は、やっぱり恒常的に三万、四万という中に含まれているんだらうと思うんですね。

そうすると、専ら、専ら投資目的で、投資運用のために、資産運用のために加入してくるとすれば、これは他の金融商品の規制と何ら異なる必要がないはずですね。にもかかわらず、この商品先物取引については不招請勧誘禁止をする法律そのものがないということは全くおかしい話だと、こう思うわけでありませう。

さあそこで、今回の改正法が成り立つたとして、坂井参考人は、この苦情や被害の相談というのが目に見えて激減していくと、ここ数年のうちに激減していくと、こう思われますか。

○参考人(坂井宏君) 先行きのことでございますのでこれはなかなか確たることは申し上げられませんが、御案内のとおり、先ほども度々言及されておりますが、十六年度から十七年度にかけまして国民生活センターに対する苦情が大幅に減ったと、この傾向が続くことを強く念願しておりますし、それに向けて私どもは鋭意努力をしておりますというのが私どもの気持ちでございます。

○山口那津男 私は、今度の改正法によっても商品先物取引分野についての効果はほとんどないと、こう認識をいたしております。

しかし、今、参考人が努力をして期待すると、こうおっしゃられるのであれば、もし今後、ここ

数年のうちに激減すると、つまり十年前や二十年前の水準以下にこの苦情やトラブルの件数が減るといふ結果が出なければ、今回の改正法も皆さん方の運用の努力も全く意味がないということになるんだらうと思いますが、そういう認識でよろしいですか。

○参考人(坂井宏君) その辺については大変難しい御質問でございます、私個人としては、やはり商品先物取引自体の重要性を勘案した場合、それを生かすという意味では、何とか参画するプレーヤーである企業の仕事の仕方自体、それからそれを実際に行う外務員の仕事の仕方自体を適正化することによって、例えば証券業並みぐらいの水準に是非持つていくべく努力をすべきだといふふうに私は思っております。

したがって、そういう方向でいかなければならないと思っております。それはなかなかお答えとしては難しいわけですが、気持ちだけ申し上げますと、そういうことでございます。

○山口那津男 次に吉川参考人にお伺いしたいと思ひます。

私、今ここに資料として、大阪高等裁判所、平成十六年八月三十一日の判決、事件番号でいいますと平成十六年(ネ)第八百四十四号損害賠償請求控訴事件という判決書を持っているんですが、裁判所の認定した事実及び判断の中にいろいろ専門用語が出てくるんですね。これは商品先物取引に関する判例であります。

私は必ずしも専門家ではありませんので、この言葉の意味がよく分からないんですね。吉川参考人、例えば両建て、商品先物取引における両建てという言葉の意味はお分かりでしょうか。

○参考人(吉川満君) 私は証券会社系のシンクタンクの人間なので、商品取引のことは詳しくありません。

○山口那津男 それはもう当然のことかもしれ

ません。しかし、いやしくも金融のかかわるお仕事で高度な専門知識をお持ちの吉川参考人でさえこの両

建てと、商品先物取引の両建てと、言葉を聞いてもよく意味がお分かりにならないわけですね。ましてそういう金融商品分野に全く経験、知識のない人が、いきなり不招請勧誘でいろいろ説明をされても到底私は理解できないだらうと思うんですね。

そういう点において、この商品先物取引、もう一つこの判決が指摘している部分があります。先物取引の特色として三つ挙げているんですね。一つは、仕組みが複雑で相場の子測も極めて困難であり、多額の損失を被る危険性を有すると。二点目は、委託証拠金によって実際に支払うに比して高額の取引が可能な制度があり、しかも取引の手数料が高く、相場の手相が的中しても手数料を差し引きすると損が出る場合があること。三つ目、限月というんですかね、があるため、相場の改善を待つとしても限界があるから、損を承知で決済しなければならぬ場面もあることなどの特色があると、こう判決は指摘しているんですね。

吉川参考人はこの判決の指摘を今お聞きになって、どういふことを言っているか、商品先物取引の特質についてお分かりいただけましたでしょうか。

○参考人(吉川満君) 正確には分からないかもしれませんが、イメージは何となく伝わってきました。

○山口那津男 それが正直な感想かと。私も同感であります。

これ一見して、こういう説明をされても、イメージがばやと分かっても、実際の取引に自分の自主的な主體的な判断で選択をするということとはかなり難しいだらうと、こう思うわけでありまして、この商品先物取引については非常に規制が緩過ぎると私は感想を持つわけでありませう。

私の質問は以上で終わらせていただきます。

○大門実紀史君 先ほどから坂井参考人に質問が集中しておりますけれども、私も坂井参考人にお聞きをしたいと思ひます。

ことではございません。先ほどからお聞きのとおり、この委員会でもかなりこの問題がなっているものから、業界の方の考えを直接聞きたいということでございます。

先ほど十一万人のうち七万人の出入りという話、私、事前に承知をしておりました、要するに、与謝野大臣も言われましたけど、商品先物取引というのは、株の取引とかほかの取引とちよつと違う性格がございまして、やはりゼロサムゲーム的なところがございまして、だれかが得をすればだれかが損をする。

どうも私は、その損をする人を、さつきでいえば七万人の出入りですね、どうしてもつくらないきやいけな構造になりがちで、なっているとは断定できませんけど、なりがちを取引、マーケットであると。だれが自分たちはいつももうかって損する人をつくりたいかという、皆さんというよりも、皆さんは扱う方ですけれども、取引を扱う方ですが、私は、実物を生産している、扱っている業界ではないかと。皆さんの更に石油業界とか実物業界があるんじゃないかというところまで思ったりしているところでございますけれども、そういうところがバックにあつて、先物取引があつて、自分たちが損しないように、価格ですね、で、損する人をつくっている。そこに不招請勧誘の問題が出てきているというふうな気がして、うなずいていらつしやいますけど、そう思うわけでございます。

私は、そういうマーケットでいつまでもいいのかと。商品先物というのは、私、全部否定はいたしません。外国で見ても、何も悪の業界とか、そういう意味では見ておりません。元々古い歴史がございまして、必要な部分もあります。すよね。どうもゆがんだ構造になっているんじゃないかと思うわけですね。

ですから、本来あるべき姿に戻してもらふ必要があると思ひますけれども、そういう点でそもそも論なんですけれども、なぜ商品先物について、自分でよく知つていて自分で取引をしてみ

たいた、こういう人だけのマーケットであつたつていいじゃないかと思うんですね。なぜそれじゃいけないんでしょうか、坂井参考人。

○参考人(坂井宏君) 基本的に、商品先物取引、いわゆる一定の証拠金を納めてその何倍の取引をするわけでございますが、非常に損した場合にはハイリスクであることは事実でございます。ただ、そういうハイリスクの商品等、資産運用を望む方に対するそういう資産運用の場を提供する、それも一般的にどこにでもなされている形態であるわけでございますから、それをあながち否定すべきではないというふうには私は思っております。

問題は、結局、勧誘の仕方とか、実際にその知識のない方、引きずり込んでいっているのではないかと、いかに勧誘のときにきちつと法令を守り、それから説明をきちつとしてやっていくかということであらうというふうには考えております。

○大門実紀史君 現場はそんなきれいな事じゃありませんで、じゃ、お聞きいたしますけど、電話とか突然の訪問というのは何のためにやられるのかと。そもそも商品先物やりたかったという人を、まあ百人に一人もいないと思えますけども、見付けるために電話したり突然の訪問されるのか、それとも、まるつきりそんなことを考えてない方、あるいは商品先物つてちよつと危ないなんていう人、思っている方、そういう人を説得するために電話したり訪問をされるのか。何の目的で電話、突然の訪問等をしなけりゃいけないんでしょうか。

○参考人(坂井宏君) 各商品取引員企業もやはり株式会社でございますし、自分の事業を拡大する上では自分が商う数量を増やしていく必要がある、そのためには実際の委託をする方々を増やしていかなければならないと。委託をしていただく方々を増やすに当たって、一つの手段として一般の方々に電話をしたり訪問をして、こういう投資機会があるけれどもいかがでしょうかということ、を説明し、投資の場に入っていたかどうかということ

をお勧めしているというのが実態だと思います。○大門実紀史君 じゃ、ちよつとリアルな話をしないとどうもかみ合わないんですけど、皆さんおっしゃっていますけども、これはある先物を扱っている訪問の電話で勧誘するときのマニュアルでございます。こういうものがあるんですけどね、実際に使われているものでしょうか。

例えば、いろいろおっしゃいますけども、再勧誘の禁止なんか、一回断られたら二度としないというのを書いていますけども、例えばこのマニュアルなんかは、断られたら笑顔で聞き流しましょうと、つまり、断られたというのを認識しないように、相手にも断つたという意識を持たせないようにと、こういうことがずつとやられているわけでございますね。

で、そもそも論でいくと、もうずつとありましたとおり大変リスクのある商品だ。もうこれ、取り上げれば大変なことが一杯書いてあります。リスク、説明全然しません。いかに買わせるかだけですよ。こんなことが行われているわけですね、この危ないリスクの高いやつですね。ですから、何といいますが、そもそものところの入口からという意見がずつと出てきているわけでございます。

もう一つは、先ほどちよつと言われて気になったので指摘したいなと思うんですけども、これ以上規制を厳しくすると、つまり不招請勧誘を禁止するとマーケットがもたない、商品先物市場がもたなくなるといふような言方をされましたけれども、ちよつと脅しっぽいというふうには私思うわけですね。そういう言い方していいのかと思うんですね。

例えば、外国で不招請勧誘を禁止している国があります、商品先物市場ちゃんと存在しております。どうして不招請勧誘が禁止するとマーケットが駄目になるとかそんなことまで思われるんでしょうか。

○参考人(坂井宏君) 先ほど申し上げましたとおり、これは非常に難しく非常に確定的なことは

申し上げられないという前提でございますが、今の日本の業界を踏まえて、業界の方々がこんな感じで、そういう気持ちでおりますということを申し上げたつもりでございますけれども、今申し上げましたとおり、やはり相当一般の委託者の方々が入って今成立しておりますから、それが新規が途絶えた場合には相当大変なことになるというのは事実だと思っております。

それで、本当に商品先物のシステム自体が壊れるかどうかということについては私も確たるというところは申し上げられませんが、そういう危惧は抱かざるを得ないということを申し上げたわけでございます。

○大門実紀史君 ですから、最初申し上げた七万人の損する人をつくらなきゃならない業界の今の構造だからそうなんですよ。もつと健全な、健全な商品先物の市場をつくっていくと。絶えず損する人をつくらなきゃならない業界も皆さんの商品先物の扱う人たちもたないような、そうじゃなくて、本来の日本の先物市場の健全な在り方を指さないと、不招請勧誘で、もう山口先生から御指摘あつたけど、不招請勧誘でもっているような構造になつていからそういう言葉が私はつい出るといふふうに思ふんです。そういうところは基本的な、根本的に考え直さないと、この機会にですね、業界の方は、そう思います。

私は昨日ここで質問いたしました、この問題の根本には、本当に愚鈍な、経済産業省と農水省の愚鈍な対応というのは根底には天下り問題があるということをや昨日の質問で申し上げて、失礼ながら坂井さんのお名前も昨日の私の資料に出させてもらって、山口さんも農水省出身と出させてもらって、もう御存じかと思ひますけれども、これは別に個人的な攻撃するつもりはございません。どうしてこういう仕組みになつてくるのか、ちよつとお伺ひしたいんですけれども。

坂井さんは、例えばこの協会の副会長、常勤者はお二人でございますね。二人とも天下りとい

らこういう仕組みなんですか、この協会。○参考人(坂井宏君) 平成十一年に当協会、いわゆる商品取引所法に基づく法人として認可を受けましたが、それ以降はそういう形になつております。

○大門実紀史君 平成十一年から絶えず経産省OB、農水省OBで、どちらが何やるかは別として……

○参考人(坂井宏君) さようでございます。それは事実でございます。

○大門実紀史君 それはだれが決めたんでしょう。

○参考人(坂井宏君) これは難しい御質問でございますが、実態を申し上げれば、それはそれなりの業界の方からそれぞれの監督官庁の方に相談をしながら、やはり当業界の実態にかながみて、多分中立性の確保とかそういう物資に対する知識とか、そういうことを勘案してしかるべき人間を推薦したんだらうというふうには推測をいたしております。

なぜかといいますと、私はこれとかという打診を受けて、いろいろ考えた、こちらにも選択権がございますから、考えた上で、やはり商品先物取引そのものは非常に重要なものだと思つておりましたので、非常に面白くないかと思つてお受けをいたしました。ただ、それは実際には当協会の総会、これは構成員は商品取引員でございますけれども、総会において承認を受けて就任をしているというのが規則でございます。そういうことになつております。

○大門実紀史君 それじゃ、坂井さん自身はどう思つてこへ座られたかは別として、この仕組みです、農水省、経産省の今の役人の方々にとつていうと、先輩が業界の代表でおられる。取引所もそうなんですよ。取引所も大体トップが農水か経産の人なんですよ。そういう先輩がそういうところでいて、今の現官僚が、現職の官僚がこういう消費者の利益を守るか業界の利益を守るかとなつたら、どうしてもやっぱりその先輩が

いる業界の方に配慮するとか、自分たちもいつか行くかも分からないと。この天下りの構造が、私は、人間ならどうしても業界の方の意向は無視できないという立場に、天下り問題というのは大体そういうことでしょけれども、そういうふうになりがちなんですけれども、なりがちだと思ふんですが、その渦中におられて全体をどういうふうに見ておられますか。

○参考人(坂井宏君) この問題はちよつとこの場で私が答えするような話かなという気もいたします。ただ、一つのそういうシステムができ上がってワークしているのも事実でございますし、それが問題かどうかについては、具体的に本当に問題があるかどうかで御評価をいただきたいというふうには私自身は思っているところでございます。

私自身について申し上げれば、役所の出身だからといって役所の言うこととはいはれと言つてもりもございませんし、役所にはきちつと物を言います。それから、基本的には当協会は役所の監督下でございますから、役所からの最終的な命令というのはそれは尊重するという前提になっております。きちつとそこはやっているのは事実でございますし、業界の方々にしても同様でございますし、当協会に与えられた使命を達成すべき、誠心誠意やるというのは当然のことだと思つておりますし、今の、はつきり申し上げまして、天下り等に対する非常に批判の厳しい中、我々それぞれ身を律して職務に邁進しなければならぬというふうに強く考えております。

○大門実紀史君 いや、あなたが役所にきつて言われるのは、そのとおりだと思ふんです。それを、言うことを聞く方の役所の問題です。それは、業界の方ですから、業界代表して言うのは、それは何言っちゃいけないということないんです。あなたは元々出身が経産省だから、そういう構造になっていることを申し上げているんで、むしろ役所がきつて言われたことを聞いて

ちゃっているというの方が、指摘しているわけでございます。

これは、あれですか、何か三年間ごとに交代されるとか、そこまでもうなっているんですか。

○参考人(坂井宏君) そこまで明確なルールができていないわけではございませんけれども、何といたしまして、現実問題として私の前任者は専務で辞めておりますから、その後、私が副会長で参りました。農水省の方は六年ぐらいつとおられますし、必ずしも明確なルールがあるというものでもないと思ひます。そのときの状況に応じて、例えば通産省の人間が副会長で、農水省の方が事務の座にあつた時代もございます。それとなく、そういう状況、交代というように暗黙のあれがあるかどうかというふうなことでございますけれども、基本的にはそのときの状況に応じて決めているのだと思つております、私は。

○大門実紀史君 いろいろ率直にお話をいただきました。

山崎参考人、私はこの問題の核心がこういう天下り問題を含めた癒着構造にあるというふうな議論を通じて、調べて思っているわけですが、いかに思われますでしょうか。

○参考人(山崎敏彦君) 私も天下りそのものが問題であるかというふうなことは率直には分らないと言わざるを得ないんですけれども、国民の一人として見れば、これまで二十年、三十年、経産省、農水省にあれば被害者の声を屈けてきたはずなのに、全く反応がなかった。今日まで、この委員会でも取り上げていただいて初めてこういうふうな理解していただけたわけですが、これまでも被害を出し続けてきた経産省、農水省の実態を見ればそういうこともあるのかなというのが国民の一人としての率直な感想でございます。

○大門実紀史君 終わります。ありがとうございます。

○糸数慶子君 無所属の糸数です。三名の参考人の方にいろいろお伺いいたしましたし

て、これから私がお聞きすることも重なることもございますけれども、せっかくのチャンスでございますので、改めてまた御質問させていただきますと思います。

今、私の手元の方に沖縄弁護士会の会長の大城浩さんの声明がございます。五月二十五日付けで、金融商品取引法案に関する会長声明になっております。その内容は、大きく言ひまして二点あります。第一点、不招請勧誘を禁止する規定を設けるべきであるということ。それから第二点、本法案に新たに商品先物取引に損失補てん禁止事項が追加されたことは到底容認できないという内容になっております。

まず、山崎参考人にお伺いいたしますが、先物取引被害全国研究会の代表幹事をされて意見書も提出されていらつしやいます。実際に何かかわつた事件を踏まえて、現行の制度の問題点、どう考へていらつしやるのか、改めてお伺いいたします。

○参考人(山崎敏彦君) 長年この事件を取り扱つてきて、勧誘のプロである外務員の手に掛かつてしまつと、普通の人はもうひとたまりもないというところであります。それまでギャンブルや浪費をすることなく、何十年とこつこつとお金をためてきて、質素に生活してきたサラリーマンのようになが先物取引をさせられて破産の一手手前までされてしまつと。そういうことがごく普通にあるのがこの世界です。毎週三万円パチンコですつてしまふ人を軽べつしていた人、そういう堅実な人が突然の電話で何百万円のお金を、上げるかも知るかも知る本来自分からいふ、言わばギャンブルのような取引に、先物取引に手を出してしまふ。これは確実にもうかるというふうな思い込まされてしまつたに違いないわけですね。業者は巧妙に違法だとされる言葉を避けたり、あの手この手で取引をさせようとして。一たび取引が始まつてしまつと、あるいは損をしたときには、こんなところでやめてどうするんですか、取り戻しま

しようなどと、まるでおぼれた人がわらをもつかむような気持ちに、そのわらがわらだつたらまだ上がつていくんだけれども、物すごいおもしろい本当にどつばに落とされてしまふ。

そういう実態をいつも目の当たりにしているものですから、もう始まつてしまつとしようがない、電話を受けてしまつとしようがない、まずは水際で止めないと大変なことになるということで、不招請勧誘の禁止というのは先物取引の被害撲滅に不可欠な制度だと思ひます。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

次に、坂井参考人にお伺いいたします。商品先物取引の規制の在り方について、金融商品として同等の規制を課すべきという意見がありますが、商品先物取引の商品性や業者に対する行為規制についてどうお考えか、お伺いいたします。

○参考人(坂井宏君) 御指摘の点、これまでも御議論があつたわけでございますけれども、私は、商品先物取引、非常にハイリスク・ハイリターンという性格は明らかでございます。それから、ゼロサムゲームであることも事実であります。

ただ、そういう投資家へ望む方に対してその道は開かれていいのではないかとこのように思つておりますが、現実問題として、こういう難しい分野、ただ広告をするだけで入つてくるのはなかなか難しく、現に外務員の方が勧誘をして投資にお誘いをするようなことがなされているという実態があるのは事実でございます。

したがって、そういう投資の性格を十分御理解をいただいて、入るかどうかの御判断ができるようにしていかなくやいかぬということでありまふ。したがって、先ほど申し上げましたとおり、勧誘の際には、勧誘をしますけれどもいいですかと聞いて、いいと言へば説明すると。きちつと説明をしなさいかぬ。実は、その説明、確かに複雑なんです、私どもの方で委託のガイドという割合まとめました資料を作り、これを必ず各委託者には配つて、十分説明するようにということを

自主規制としては義務付けをいたしているところでもございます。

そういう意味で、私どもとしては、そういうことで、今の各商品取引員及び外務員の勧誘の仕方、受託業務の仕方について更にきちっと徹底をしまして、適正化を図るような形にしていきたいと思います。

○系数慶子君 それでは、吉川参考人にお伺いいたしますが、昨年来、四つの誤発注事件について分析をされていらつしやいます。誤発注事件とそれから防衛策というレポートをまとめていらつしやいます。株式市場の信頼回復に向けて今一番何が必要であるとお考えでしょうか。お伺いいたします。

○参考人(吉川満君) 信頼を回復するためには、まず取引所の誤発注をなくすということも最重要なテーマの一つだと思います。しかし、それだけではなくて、堀江事件とか幾つかのそういうような証券市場の不正行為みたいなもの、これを取り締まっていくことも同じように重要と思っております。

○系数慶子君 今、御三方にいろいろお伺いしてまいりましたが、問題は、今回のこの改正を踏まえた残された課題、あるいはその次の法改正の課題としてどのようなものが挙げられるのか、具体的にお考えを伺いたいと思います。

○委員長(池口修次君) どなたに。

○系数慶子君 三名の方に。

○委員長(池口修次君) 三名に聞くんですか。

○系数慶子君 はい。

○委員長(池口修次君) じゃ、山崎参考人、坂井参考人、吉川参考人の順番でお願いします。

○参考人(山崎敏彦君) 今回の法改正がなされたとしても、現状のままでは先物取引についての不招請勧誘の禁止は全く実現されないわけでありま

す。政令指定でもされないということになります。先ほど来お話を伺いしております、自民党の中川先生、公明党の山口先生始め、正に本当に

と野党一致して完全な意見の合致を見たのではないでしようか。これだけ大きな悲惨な先物被害を

目の当たりにされて、このままではいけないと、経産、農水のようなこれまでのやり方ではないという状況認識も一致されているんですから、この法案をこのまま通してはいけいではないで

でしょうか。これは附帯決議でお茶を濁すようなことはなく、きっちり修正をしていただいて、簡単なんです。先物取引にも不招請勧誘の規定の準用を入れるという一文を入れるだけで済むんです。それだけで、毎年七万人、何十億、何百億

という被害が救済されるんです。それによつて、もしかすると先物業界が根本的な打撃を受けるかもしれない。だけど、そんなおかしなことをして

いるおかしな部分が小さくなって場合によつたら破滅的打撃を受けるとしても、それはしょうがないじゃないですか。そのお金が証券市場に流れ込めば、また株が上がつて、国としてもいい方向に行くんじゃないでしょうか。こんないいことをどうしてやつていただけないんでしょうか。

是非、本当に簡単な話なんです。先物取引について不招請勧誘を禁止する、それがこれから残された最大にして唯一の施策だと思います。

○参考人(坂井宏君) 私どもとしては、先ほどからも申し上げておりますけれども、昨年の五月の商品取引所法の改正に伴う規制強化、これをまず徹底すると。それから、もしこの法案が成立すれば、今回盛り込まれました新たな規制の強化、広告規制それから勧誘規制の強化部分についても着実に実行に移していくことがまず重要であるというふうに考えております。

それから、損失補てん措置の導入によりまして、この分野では証券業と同様の規制が入るわけでございます。これもある意味では、簡単にそういうお金で解決できないということになれば、取引員の方もきちつとやつていかざるを得ないという効果も期待できるのではないかとこのようにも思っております。

そういう意味で、今回の改正の実効を上げるこ

とによつて、去年の改正法及び今回提案されております法案の新たな内容を着実に迅速に実行することによりまして、商品先物取引業界の健全性の確保を図っていくことが重要であるというふう

思っているところでございます。

○参考人(吉川満君) 先ほどから不招請の勧誘とか損失補てんとか、そういう問題が話題になって

いますので一言ずつ申し上げますと、証券については不招請の勧誘ということに過度に過敏になるんじやなくて、貯蓄から投資へと今この国の目

標、そういうことだと思えますから、そこをどうやって証券界として貢献できるのか、そちらを

メインに考えていくべきじゃないかと思つていま

す。

それから、損失補てんの問題については、これは証券では禁止されていまして、これは二十年前

ぐらいになりますかね、禁止しなきゃいけないということになったんですね。損失補てん、これ実際にしちゃうと、その会社は補てんの原資を探して違法行為をやる場合があると。例えば、会社に飛ばしを勧めて手数料をもらつて、その手数料を使つて損失補てんをするとか、そういう面がある

ということによつて証券の場合には損失補てんは禁止しなきゃいけないと、そう信じています。ほかの業界の場合はよく分かりません。

あと、もう一点、別の観点からいいますと、さつき総論のところでも申し上げましたが、今の証券業というのは世界的に再編が進もうとしていま

す。アメリカとそれからイギリス、ここが中心なんです。イギリスは従来と違つて証券取引所を自分で持つ必要はないんじゃないかと、そう考え始めています。

そういう中で、欧州とアメリカが連合して二十四時間取引をしようとしている。この二十四時間取引はブックを回してやると言っていますから、そうすると、じゃ日本、東アジア、その辺はど

が核になるのかという話に、じきにでてくると思

うんですね。そういう中であつて、日本の証券取引所はやっぱり日本のそういう金融の一翼を担っている存在としてアイデンティティーを保ちなが

ら存在を続けていかなきゃならないと、そう思つています。そのために、これから大きな努力が必要になつていく局面があるんじゃないかと考えています。

○系数慶子君 ありがとうございます。

本法案は、商品先物取引を規制の対象とはせず、法案に対して付随して商品取引所法改正を行つたところ、その中では、先ほどからお話ありますように、電話それから訪問による不招請勧誘、取引を希望していない消費者に対する勧誘を禁止する規定を置いていない。商品先物取引においては一般消費者が、取引員の、外務員によるコンプライアンス無視の不当勧誘を受けて取引に巻き込まれ、その後は一方的に勧誘されて被害を拡大させていくという実態があるということで、かかる被害実態を踏まえた場合、何よりも肝要なのは入口での規制であり、やはり一般消費者による取引参加はリスクを承知で自ら積極的に取引を希望した場合にのみ限定されるべきであるというふうに思います。

商品先物取引その他、投資をめぐるトラブルの大多数は不招請勧誘に端を発しているものであり、不招請勧誘はすべての金融商品について原則としては禁止することが必要であるということを今参考人の方々、そして他の委員の皆さんのいろんな質疑を受けて感じたところであります。

今日は本当にお忙しい中ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○委員長(池口修次君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の方々には、長時間にわたり御出席をいただき、貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございます。委員会を代表しまして厚くお礼を申し上げます。

本日の審査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時十四分散会

平成十八年六月十九日印刷

平成十八年六月二十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C